

令和8年6月 富山市議会定例会議案

目 次

議案第 1 2 5 号	令和 8 年度富山市一般会計補正予算（第 1 号）……………	1 頁
議案第 1 2 6 号	令和 8 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	1 9
議案第 1 2 7 号	令和 8 年度富山市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	2 5
議案第 1 2 8 号	富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件……………	3 1
議案第 1 2 9 号	富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件……………	3 2
議案第 1 3 0 号	富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	3 9
議案第 1 3 1 号	富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	4 0
議案第 1 3 2 号	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件……………	4 3
議案第 1 3 3 号	富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件……………	4 6
議案第 1 3 4 号	富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件……………	5 1
議案第 1 3 5 号	富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例制定の件……………	5 4
議案第 1 3 6 号	富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	5 7
議案第 1 3 7 号	富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件……………	6 5
議案第 1 3 8 号	富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件……………	6 6
議案第 1 3 9 号	富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件……………	6 7
議案第 1 4 0 号	富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件……………	7 0
議案第 1 4 1 号	富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件……………	7 1

議案第 1 4 2 号	工事請負契約締結の件（（仮称）月岡認定こども園新築主体 工事）……………	7 2
議案第 1 4 3 号	工事請負契約締結の件（（仮称）月岡認定こども園新築機械 設備工事）……………	7 3
議案第 1 4 4 号	工事請負契約締結の件（旧蜷川公民館解体工事）……………	7 4
議案第 1 4 5 号	工事請負契約締結の件（牛岳温泉グリーンパレス解体工事） ……………	7 5
議案第 1 4 6 号	工事請負契約締結の件（山室中学校第 1 体育館解体工事）…	7 6
議案第 1 4 7 号	工事請負契約締結の件（市道金屋線跨線橋下部工（その 1） 工事）……………	7 7
議案第 1 4 8 号	工事請負契約締結の件（観光橋塗装塗替（第 3 工区）工事） ……………	7 8
議案第 1 4 9 号	特定事業変更契約締結の件（富山市総合体育館 R コンセッ ション事業）……………	7 9
議案第 1 5 0 号	財産取得の件（校内通信ネットワークの整備に係る無線アク セスポイント 6 5 5 台）……………	8 0
報告第 7 号	専決処分について承認を求める件（富山市市税条例等の一部 を改正する条例制定の件）……………	8 1
報告第 8 号	専決処分について承認を求める件（工事請負変更契約締結の 件（大久保小学校長寿命化改良（その 1）工事））……………	8 8
報告第 9 号	専決処分報告の件（工事請負変更契約締結の件（富山消防署 北部出張所改築主体工事））……………	9 0
報告第 1 0 号	専決処分報告の件（訴えの提起の件）……………	9 2
報告第 1 1 号	専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）……………	9 5
報告第 1 2 号	令和 7 年度富山市継続費繰越計算書……………	9 7
報告第 1 3 号	令和 7 年度富山市水道事業会計継続費繰越計算書……………	9 9
報告第 1 4 号	令和 7 年度富山市公共下水道事業会計継続費繰越計算書……	1 0 0
報告第 1 5 号	令和 7 年度富山市病院事業会計継続費繰越計算書……………	1 0 1
報告第 1 6 号	令和 7 年度富山市繰越明許費繰越計算書……………	1 0 2

報告第 1 7 号	令和 7 年度富山市繰越明許費繰越計算書……………	1 0 8
報告第 1 8 号	令和 7 年度富山市繰越明許費繰越計算書……………	1 0 9
報告第 1 9 号	令和 7 年度富山市水道事業会計予算繰越計算書……………	1 1 0
報告第 2 0 号	令和 7 年度富山市公共下水道事業会計予算繰越計算書……………	1 1 1
報告第 2 1 号	令和 7 年度富山市公共下水道事業会計予算事故繰越し繰越計 算書……………	1 1 2
報告第 2 2 号	債権放棄報告の件……………	1 1 3
報告第 2 3 号	経営状況報告の件（株式会社富山市民プラザ）……………	1 1 5
報告第 2 4 号	経営状況報告の件（一般財団法人富山市ガラス工芸センター） ……………	1 2 1
報告第 2 5 号	経営状況報告の件（公益財団法人富山市民文化事業団）……………	1 2 8
報告第 2 6 号	経営状況報告の件（富山市土地開発公社）……………	1 3 9
報告第 2 7 号	経営状況報告の件（公益財団法人富山市生活環境サービス） ……………	1 4 4
報告第 2 8 号	経営状況報告の件（一般財団法人富山市大沢野健康文化推進 財団）……………	1 5 1
報告第 2 9 号	経営状況報告の件（公益社団法人富山市シルバー人材センタ ー）……………	1 5 7
報告第 3 0 号	経営状況報告の件（公益財団法人富山市スポーツ協会）……………	1 6 3
報告第 3 1 号	経営状況報告の件（一般財団法人富山勤労総合福祉センター） ……………	1 7 6
報告第 3 2 号	経営状況報告の件（公益財団法人富山市勤労者福祉サービ スセンター）……………	1 8 4
報告第 3 3 号	経営状況報告の件（一般財団法人岩瀬カナル会館）……………	1 9 2
報告第 3 4 号	経営状況報告の件（富山大手町コンベンション株式会社）……………	2 0 0
報告第 3 5 号	経営状況報告の件（大山観光開発株式会社）……………	2 0 5
報告第 3 6 号	経営状況報告の件（株式会社八尾サービス）……………	2 1 0
報告第 3 7 号	経営状況報告の件（株式会社ほそいり）……………	2 1 6

報告第 38 号	経営状況報告の件（公益財団法人富山市学校給食会）……………	221
報告第 39 号	経営状況報告の件（公益財団法人富山市ファミリーパーク公 社）……………	228
報告第 40 号	経営状況報告の件（一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公 社）……………	236

一 般 会 計

議案第125号

令和8年度富山市一般会計補正予算（第1号）

令和8年度富山市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ418,494千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,194,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		34,036,224	△ 109,418	33,926,806
	2 国庫補助金	10,503,197	△ 109,418	10,393,779
15 県支出金		15,467,923	68,356	15,536,279
	2 県補助金	5,762,018	68,356	5,830,374
17 寄附金		352,881	300	353,181
	1 寄附金	352,881	300	353,181
19 諸収入		4,071,736	34,545	4,106,281
	6 雑入	2,415,922	34,545	2,450,467
20 市債		20,150,400	4,500	20,154,900
	1 市債	20,150,400	4,500	20,154,900
21 繰越金			420,211	420,211
	1 繰越金		420,211	420,211
歳入合計		199,776,107	418,494	200,194,601

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		28,623,037	△ 3,689	28,619,348
	1 総務管理費	13,436,048	△ 8,492	13,427,556
	6 防災費	330,801	4,803	335,604
3 民生費		77,258,340	12,778	77,271,118
	1 社会福祉費	34,050,251	10,821	34,061,072
	2 児童福祉費	37,310,341	1,957	37,312,298
4 衛生費		12,804,861	96,207	12,901,068
	1 保健衛生費	6,134,634	77,584	6,212,218
	2 環境衛生費	6,670,227	18,623	6,688,850
6 農林水産業費		5,309,805	106,002	5,415,807
	1 農業費	1,929,708	80,622	2,010,330
	2 農地費	2,361,542	11,690	2,373,232
	3 林業費	709,992	12,690	722,682
	4 水産業費	308,563	1,000	309,563
7 商工費		4,231,685	1,200	4,232,885
	1 商工費	4,231,685	1,200	4,232,885
8 土木費		25,202,720	156,021	25,358,741
	2 道路橋りょう費	6,632,650	16,000	6,648,650
	3 河川水路費	799,606	15,000	814,606
	5 都市計画費	16,263,693	70,261	16,333,954
	6 住宅費	768,315	54,760	823,075
9 消防費		5,823,177	2,980	5,826,157
	1 消防費	5,823,177	2,980	5,826,157
10 教育費		14,333,311	46,995	14,380,306
	1 教育総務費	3,903,611	16,405	3,920,016
	2 小学校費	4,218,255	14,749	4,233,004
	3 中学校費	2,738,683	2,852	2,741,535
	5 社会教育費	3,153,113	12,989	3,166,102
歳 出 合 計		199,776,107	418,494	200,194,601

第 2 表 継続費補正

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	旧 八 人 町 小 学 校 跡 地 活 用 事 業 費 (旧八人町小学校・幼稚園解体)	531,960	令和 8 年度	425,568	531,960	令和 8 年度	319,176
				令和 9 年度	106,392		令和 9 年度	212,784

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定収集袋製造業務委託費	自令和 8 年度至令和 9 年度	350,041
指定収集袋保管・配送業務委託費	自令和 8 年度至令和 9 年度	32,000
指定収集袋受注・手数料収納業務委託費	自令和 8 年度至令和 9 年度	13,000
スクールバス運行等事業費（山田地区分）	自令和 9 年度至令和 12 年度	130,768

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
総務管理費	3,033,700	△88,800	2,944,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	借入れ先の融通 条件による。た だし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、も しくは繰上償還 又は借換えする ことができる。
道路橋りょう費	1,625,600	14,400	1,640,000			
河川水路費	450,600	9,000	459,600			
都市計画費	2,955,700	30,900	2,986,600			
住 宅 費	92,200	36,000	128,200			
社会教育費	303,800	3,000	306,800			

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款14 国庫支出金 項 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費補助金	420,240	△ 148,828	271,412	1 総務管理費補助金	△ 148,828	1旧八人町小学校跡地活用事業費補助金 △148,828
5 土木費補助金	4,891,632	39,410	4,931,042	2 河川水路費補助金	5,000	1社会資本整備総合交付金・水の安全・安心基盤整備 5,000
				3 都市計画費補助金	34,410	1社会資本整備総合交付金・市街地整備 34,410
計	10,503,197	△ 109,418	10,393,779			

款15 県支出金 項 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費補助金	44,921	2,400	47,321	2 防災費補助金	2,400	1地域防災力向上支援事業費補助金 2,400
2 民生費補助金	2,174,445	5,923	2,180,368	1 社会福祉費補助金	5,923	1介護職員人材確保事業費補助金 5,923
4 農林水産業費補助金	963,122	60,033	1,023,155	1 農業費補助金	60,033	1集落営農促進対策事業費補助金 3,177
						2経営体育成支援事業費補助金 56,856
計	5,762,018	68,356	5,830,374			

款17 寄附金 項 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 農林水産業費寄附金		300	300	1 林業費寄附金	300	1自然環境保全対策事業費寄附金 300
計	352,881	300	353,181			

款19 諸収入 項 6 雑入

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 雑入	2,411,954	34,545	2,446,499	3 雑入	34,545	1コミュニティ助成事業費補助金 18,500 2その他の雑入 16,045
計	2,415,922	34,545	2,450,467			

款20 市債 項 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	8,717,800	△ 88,800	8,629,000	1 総務管理債	△ 88,800	1旧八人町小学校跡地活用事業債 2体育施設整備事業債 △117,700 28,900
6 土木債	5,124,100	90,300	5,214,400	1 道路橋りょう債	14,400	1消雪対策事業債 14,400
				2 河川水路債	9,000	1河川水路整備事業債 9,000
				3 都市計画債	30,900	1公園施設整備事業債 30,900
				4 住宅債	36,000	1公営住宅建設事業債 36,000
8 教育債	1,176,800	3,000	1,179,800	5 社会教育債	3,000	1公民館類似施設整備資金貸付事業債 3,000
計	20,150,400	4,500	20,154,900			

款21 繰越金 項 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		420,211	420,211	1 前年度繰越金	420,211	1前年度繰越金 420,211
計		420,211	420,211			

2 歳 出

款 2 総務費 項 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 一般管理費	4,913,437	9,200	4,922,637	他 750	8,450	10 需用費	1,500	1庁舎維持管理費 9,200
						12 委託料	7,700	
8 地域振興費	3,367,080	△ 85,692	3,281,388	国 △ 148,828 債 △ 117,700 他 18,500	162,336	12 委託料	2,200	1地区センター費 2自治組織関係費 3旧八人町小学校跡地 活用事業費
						14 工事請負費	△ 106,392	△106,392
						18 負担金補助 及び交付金	18,500	
13 スポーツ振興費	303,002	15,000	318,002		15,000	18 負担金補助 及び交付金	15,000	1スポーツ大会事業費 15,000
14 スポーツ施設費	3,653,631	53,000	3,706,631	債 28,900	24,100	12 委託料	53,000	1体育施設管理運営費 2体育施設整備事業費
								6,500 46,500
計	13,436,048	△ 8,492	13,427,556	国 △ 148,828 債 △ 88,800 他 19,250	209,886			

款 2 総務費 項 6 防災費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 防災総務費	289,699	4,803	294,502	県 2,400	2,403	11 役務費	3	1防災対策事業費 4,803
						18 負担金補助 及び交付金	4,800	
計	330,801	4,803	335,604	県 2,400	2,403			
合計	28,623,037	△ 3,689	28,619,348	国 △ 148,828 県 2,400 債 △ 88,800 他 19,250	212,289			

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,016,055	4,898	2,020,953		4,898	8 旅費	3,401	1民生委員活動事業費 2福祉奨学基金費
						18 負担金補助 及び交付金	497	3,898 1,000
						24 積立金	1,000	
3 老人福祉費	2,121,074	5,923	2,126,997	県 5,923		12 委託料	5,923	1介護職員人材確保事業費 5,923

款 3 民生費 項 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
計	34,050,251	10,821	34,061,072	県 5,923	4,898			

款 3 民生費 項 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 児童福祉総務費	3,557,183	1,336	3,558,519		1,336	12 委託料	1,336	1児童扶養手当等事務事業費 1,336
5 保育所費	6,882,375	621	6,882,996		621	11 役務費	621	1保育所建設事業費 621
計	37,310,341	1,957	37,312,298		1,957			
合計	77,258,340	12,778	77,271,118	県 5,923	6,855			

款 4 衛生費 項 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
5 予防費	1,875,528	77,584	1,953,112		77,584	10 需用費	78	1予防接種費 77,584
						11 役務費	162	
						12 委託料	77,344	
計	6,134,634	77,584	6,212,218		77,584			

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 環境衛生総務費	2,256,727	15,306	2,272,033		15,306	7 報償費	149	1ごみ減量化・資源化推進事業費 15,306
						8 旅費	34	
						10 需用費	100	
						11 役務費	43	
						12 委託料	14,980	
7 地球温暖化対策費	159,019	3,317	162,336	他 3,119	198	8 旅費	3,119	1国際展開事業費 3,317
						10 需用費	9	
						11 役務費	18	
						12 委託料	71	

款 4 衛生費 項 2 環境衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
						18 負担金補助 及び交付金	100	
計	6,670,227	18,623	6,688,850	他 3,119	15,504			
合計	12,804,861	96,207	12,901,068	他 3,119	93,088			

款 6 農林水産業費 項 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 農業振興費	525,970	61,622	587,592	県 60,033	1,589	18 負担金補助 及び交付金	61,622	1集落営農促進対策事業費 4,766 2経営体育成支援事業費 56,856
5 農業技術特産振興費	116,133	4,140	120,273	他 570	3,570	10 需用費	1,140	1営農サポートセンター管理運営費 4,140
						12 委託料	3,000	
6 山村振興費	362,026	14,860	376,886	他 5,340	9,520	12 委託料	14,860	1山村振興対策事業費 14,860
計	1,929,708	80,622	2,010,330	県 60,033 他 5,910	14,679			

款 6 農林水産業費 項 2 農地費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 土地改良費	1,265,448	11,690	1,277,138		11,690	10 需用費	1,400	1国営土地改良事業費補助金 9,440 2団体営土地改良事業費補助金 2,250
						11 役務費	40	
						12 委託料	8,000	
						18 負担金補助 及び交付金	2,250	
計	2,361,542	11,690	2,373,232		11,690			

款 6 農林水産業費 項 3 林業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 林業振興費	562,556	12,690	575,246	他 300	12,390	10 需用費	2,000	1林道事業費 12,000 2自然環境保全対策事業費 690
						12 委託料	10,690	
計	709,992	12,690	722,682	他 300	12,390			

款 6 農林水産業費 項 4 水産業費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 漁港管理費	261,114	1,000	262,114		1,000	10 需用費	1,000	1漁港管理費 1,000
計	308,563	1,000	309,563		1,000			
合計	5,309,805	106,002	5,415,807	県 他 60,033 6,210	39,759			

款 7 商工費 項 1 商工費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
11 牛岳温泉スキー場費	58,239	1,200	59,439		1,200	27 繰出金	1,200	1牛岳温泉スキー場事業特別会計繰出金 1,200
計	4,231,685	1,200	4,232,885		1,200			

款 8 土木費 項 2 道路橋りょう費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 道路維持費	3,257,875	16,000	3,273,875	債 14,400	1,600	14 工事請負費	16,000	1雪対策事業費 16,000
計	6,632,650	16,000	6,648,650	債 14,400	1,600			

款 8 土木費 項 3 河川水路費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
3 河川水路新設改良費	644,285	15,000	659,285	国 債 5,000 9,000	1,000	14 工事請負費	15,000	1河川水路整備事業費 15,000
計	799,606	15,000	814,606	国 債 5,000 9,000	1,000			

款 8 土木費 項 5 都市計画費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
4 公園費	1,996,455	68,820	2,065,275	国 債 34,410 30,900	3,510	14 工事請負費	68,820	1公園整備事業費 68,820
7 公共交通対策費	1,127,845	1,441	1,129,286		1,441	12 委託料	1,441	1生活交通対策事業費 1,441
計	16,263,693	70,261	16,333,954	国 債 34,410 30,900	4,951			

款 8 土木費 項 6 住宅費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 住宅管理費	765,437	54,760	820,197	債 他 36,000 6,266	12,494	12 委託料	14,760	1市営住宅管理費 54,760
						14 工事請負費	40,000	
計	768,315	54,760	823,075	債 他 36,000 6,266	12,494			
合計	25,202,720	156,021	25,358,741	国 債 他 39,410 90,300 6,266	20,045			

款 9 消防費 項 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 非常備消防費	326,446	2,980	329,426		2,980	10 需用費	2,980	1分団運営活動費 2,980
計	5,823,177	2,980	5,826,157		2,980			

款10 教育費 項 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 事務局費	3,002,556	16,405	3,018,961		16,405	10 需用費	2,550	1総務事務費 2スクールバス運行等 事業費
						11 役務費	10	6,450
						12 委託料	11,290	9,955
						13 使用料及び 賃借料	2,555	
計	3,903,611	16,405	3,920,016		16,405			

款10 教育費 項 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	3,349,905	14,749	3,364,654		14,749	12 委託料	14,749	1総務学校管理事務費 2学校給食設備整備衛 生対策費
計	4,218,255	14,749	4,233,004		14,749			

款10 教育費 項 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 学校管理費	1,211,919	2,852	1,214,771		2,852	12 委託料	2,852	1総務学校管理事務費 1,912 2学校給食設備整備衛生対策費 940
計	2,738,683	2,852	2,741,535		2,852			

款10 教育費 項 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
2 文化費	390,672	8,122	398,794		8,122	8 旅費	38	1埋蔵文化財調査事業費 4,822 2文化財保護事業費 3,300
						10 需用費	11	
						12 委託料	7,941	
						13 使用料及び賃借料	132	
3 公民館費	748,227	3,000	751,227	債 3,000		20 貸付金	3,000	1公民館類似施設整備資金貸付事業費 3,000
4 郷土博物館費	150,953	1,867	152,820		1,867	12 委託料	941	1管理運営事務費 1,867
						18 負担金補助及び交付金	926	
計	3,153,113	12,989	3,166,102	債 3,000	9,989			
合計	14,333,311	46,995	14,380,306	債 3,000	43,995			

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書の補正

当該年度議決済に係る分（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名		全 体 計 画			前前年度末までの支出額	前年度末までの支出（見込）額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率(%)		
				年度	年割額	左 の 財 源 内 訳								
						特 定 財 源							一 般 財 源	
2	1	旧八人町小学校跡地活用事業 旧八人小学校・幼稚園解体	補正前の額	令和8	425,568	国（県）支出金 212,784 地方債 191,500	21,284			425,568	425,568		80.0	
			補正額		△ 106,392	国（県）支出金 △123,751 地方債 △111,400	128,759			△ 106,392	△ 106,392			
			補正後の額		319,176	国（県）支出金 89,033 地方債 80,100	150,043			319,176	319,176		60.0	
			補正前の額	令和9	106,392	国（県）支出金 53,196 地方債 47,800	5,396					106,392		
			補正額		106,392	国（県）支出金 53,196 地方債 47,900	5,296					106,392		
			補正後の額		212,784	国（県）支出金 106,392 地方債 95,700	10,692					212,784		
			補正前の額	計	531,960	国（県）支出金 265,980 地方債 239,300	26,680				425,568	425,568	106,392	80.0
			補正額			国（県）支出金 △70,555 地方債 △63,500	134,055			△ 106,392	△ 106,392	106,392		
			補正後の額		531,960	国（県）支出金 195,425 地方債 175,800	160,735			319,176	319,176	212,784	60.0	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正

当該年度提出に係る分（追加）

（単位 千円）

事 項	限度額	7年度末までの 支出（見込）額		8年度以降の 支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
指定収集袋製造業 務委託費 （令和8年度分）	350,041			令和8年度 ～ 令和9年度	350,041	350,041	
指定収集袋保管・ 配送業務委託費 （令和8年度分）	32,000			令和8年度 ～ 令和9年度	32,000	32,000	
指定収集袋受注・ 手数料収納業務委 託費 （令和8年度分）	13,000			令和8年度 ～ 令和9年度	13,000	13,000	
スクールバス運行 等事業費（山田地 区分） （令和8年度分）	130,768			令和9年度 ～ 令和12年度	130,768		130,768

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の補正

(単位 千円)

区 分	6年度末 現在高	7年度末 現在高	8年度中増減見込み			8年度末現在高見込み			
			8年度中起債見込額			8年度中 元金償還 見込額	補正前 の額	補正額	補正後 の額
			補正前 の額	補正額	補正後 の額				
1 普通債	137,682,466	140,239,145	19,739,900	(5,961,900)	(5,961,900)	13,452,252	146,526,793	(5,961,900)	152,493,193
(1)土 木	53,292,075	51,785,882	5,031,900	(2,407,700)	(2,407,700)	5,581,857	51,235,925	(2,407,700)	53,697,925
(2)農林水産	5,626,335	5,850,913	667,100	(235,000)	(235,000)	667,100	6,463,003	(235,000)	6,290,010
(3)教 育	42,422,790	44,990,238	1,176,800	(696,700)	(696,700)	4,079,436	42,087,602	(696,700)	42,787,302
(4)公営住宅	3,033,126	2,757,838	92,200	(11,200)	(11,200)	36,000	128,200	(11,200)	2,585,041
(5)消 防	4,206,663	4,305,476	790,300	(271,500)	(271,500)	790,300	622,742	(271,500)	4,744,534
(6)衛 生	4,742,236	4,849,252	1,379,300	(8,000)	(8,000)	1,379,300	471,564	(8,000)	5,764,988
(7)民 生	7,581,009	7,183,906	1,682,000	(5,800)	(5,800)	1,682,000	614,232	(5,800)	8,257,474
(8)そ の 他	16,778,232	18,515,640	8,920,300	(2,326,000)	(2,326,000)	△ 88,800	8,831,500	(2,326,000)	28,365,919
2 災害復旧債	1,178,803	1,564,183	410,500	(419,800)	(419,800)	410,500	52,732	(419,800)	2,341,751
(1)土 木	860,531	1,098,721	124,600	(121,400)	(121,400)	124,600	31,397	(121,400)	1,313,324
(2)農林水産	318,272	465,462	285,900	(298,400)	(298,400)	285,900	21,335	(298,400)	1,028,427
3 そ の 他	73,914,068	66,539,504				7,255,599	59,283,905		59,283,905
(1)住 民 税 等 減 税 補 填 債	137,838	42,383				42,383			
(2)臨 時 財 政 対 策 債	69,289,289	62,732,838				6,490,558	56,242,280		56,242,280
(3)減 収 補 填 債	2,051,178	1,706,486				344,692	1,361,794		1,361,794
(4)退 職 手 当 債	2,435,763	2,057,797				377,966	1,679,831		1,679,831
合 計	212,775,337	208,342,832	20,150,400	(6,381,700)	(6,381,700)	20,760,583	207,732,649	(6,381,700)	214,118,849

注 () 外書きは、令和7年度繰越に係る分

牛岳温泉スキー場事業特別会計

議案第 1 2 6 号

令和 8 年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度富山市の牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 3, 9 6 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		58,239	1,200	59,439
	1 一般会計繰入金	58,239	1,200	59,439
歳入合計		202,761	1,200	203,961

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 スキー場事業費		172,592	1,200	173,792
	1 スキー場事業費	172,592	1,200	173,792
歳 出 合 計		202,761	1,200	203,961

歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

款 3 繰入金 項 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰 入金	58,239	1,200	59,439	1 一般会計繰 入金	1,200	1一般会計繰入金 1,200
計	58,239	1,200	59,439			

2 歳 出

款 1 スキー場事業費 項 1 スキー場事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 管理運営費	128,742	1,200	129,942	他 1,200		10 需用費	1,200	1管理運営費 1,200
計	172,592	1,200	173,792	他 1,200				

病 院 事 業 会 計

議案第127号

令和8年度富山市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和8年度富山市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度富山市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第4号を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業

施設工事費、資産購入費及びリース資産購入費

1,452,716千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 病院事業費	15,768,268千円	7,113千円	15,775,381千円
第2項 医業外費用	353,987千円	7,113千円	361,100千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,438,772千円	81,400千円	1,520,172千円
第1項 企業債	1,307,900千円	81,400千円	1,389,300千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,207,283千円	81,400千円	2,288,683千円
第1項 建設改良費	1,371,316千円	81,400千円	1,452,716千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額

1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	市 民 病 院 施 設 整 備 事 業 費	176,000千円	令和7年度	63,000千円
				令和8年度	113,000千円

第6条 予算第7条の表中「1,307,900千円」を「1,389,300千円」に改める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

令和8年度富山市病院事業会計予算実施計画

収 益 の 支 出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 病院事業費			千円 15,768,268	千円 7,113	千円 15,775,381	
	2 医業外費用		353,987	7,113	361,100	
		2 消費税及び 地方消費税	24,447	△ 287	24,160	
		3 雑 損 失	272,705	7,400	280,105	

令和8年度富山市病院事業会計予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的収入			千円 1,438,772	千円 81,400	千円 1,520,172	
	1 企 業 債		1,307,900	81,400	1,389,300	
		1 企 業 債	1,307,900	81,400	1,389,300	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備 考
1 資本的支出			千円 2,207,283	千円 81,400	千円 2,288,683	
	1 建設改良費		1,371,316	81,400	1,452,716	
		1 施設工事費	40,533	81,400	121,933	

令和8年度富山市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

	(既決予定額)	(補正後予定額)	(増△減)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 947,604	△ 954,717	△ 7,113
減価償却費	901,458	901,458	
引当金の増減額 (△は減少)	32,322	32,322	
長期前受金戻入額	△ 18,342	△ 18,342	
受取利息及び受取配当金	△ 1	△ 1	
支払利息	56,835	56,835	
資産減耗費	13,130	13,130	
たな卸資産の増減額 (△は増加)	69	69	
リース資産の非資金取引調整	1,606	1,606	
未収金等の増減額 (△は増加)	△ 90,977	△ 90,977	
未払金等の増減額 (△は減少)	100,455	100,168	△ 287
流動資産及び流動負債の増減額 (△は増加)	1,321	1,321	
小 計	50,272	42,872	△ 7,400
利息及び配当金の受取額	1	1	
利息の支払額	△ 56,835	△ 56,835	
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,562	△ 13,962	△ 7,400
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 1,216,583	△ 1,290,583	△ 74,000
国庫補助金等による収入	0	0	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,216,583	△ 1,290,583	△ 74,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の発行による収入	1,307,900	1,389,300	81,400
企業債の償還による支出	△ 835,967	△ 835,967	
その他の企業債による収入 (病院事業債)	800,000	800,000	
リース債務の償還による支出	△ 33,074	△ 33,074	
他会計からの出資による収入	130,862	130,862	
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,369,721	1,451,121	81,400
資金増加額 (又は減少額)	146,576	146,576	0
資金期首残高	913,192	913,192	
資金期末残高	1,059,768	1,059,768	0

継続費に関する調書の補正

過年度議決済に係る分（変更）

（単位 千円）

款	項	事業名		全 体 計 画			前年度未 済の支 払義務 発生額	前年度未 済の支 払義務 発生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 未済の支 払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支 払義務 発生 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗 率(%)		
				年度	年割額	左の財源内訳								
1	1	資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	市 民 病 院 施 設 整 備 費	補正前 の額	63,000	企業債 63,000			63,000	63,000		66.6	
					補正 額	令和 7								
					補正後 の額	63,000	企業債 63,000			63,000	63,000		35.8	
					補正前 の額	31,600	企業債 31,600			31,600	31,600		33.4	
					補正 額	令和 8	81,400	企業債 81,400			81,400	81,400		
					補正後 の額	113,000	企業債 113,000			113,000	113,000		64.2	
					補正前 の額	94,600	企業債 94,600			94,600	94,600		100.0	
					補正 額	計	81,400	企業債 81,400			81,400	81,400		
					補正後 の額	176,000	企業債 176,000			176,000	176,000		100.0	

議案第128号

富山市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
富山市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

富山市職員定数条例の一部を改正する条例

富山市職員定数条例（平成17年富山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「2,569人」を「2,360人」に改め、同条第2号中「217人」を「180人」に改め、同条第3号中「820人」を「800人」に改め、同条第4号中「24人」を「22人」に改め、同条第6号中「8人」を「7人」に改め、同条第7号中「685人」を「355人」に改め、同条第8号中「14人」を「10人」に改め、同条第9号中「486人」を「500人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第129号

富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件
富山市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

富山市市税条例の一部を改正する条例

富山市市税条例（平成17年富山市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第28条第1項ただし書中「及び第29条の3第1項」を「並びに第29条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第29条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「次条第1項において同じ。」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第29条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第15条第1項

第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第49条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第15条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定す

る特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

第70条中「土地に」を「土地又は家屋に」に改め、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第13条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第16条の2第1項中「令和20年度まで」を「令和25年度まで」に、「令和7年まで」を「令和12年まで」に改める。

附則第16条の3中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第18条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第20条第3項から第6項までの規定中「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第7項中「14分の11」を「2分の1」に改め、同条第8項及び第9項中「12分の7」を「2分の1」に改め、同条に次の1項を加える。

14 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第21条の見出し中「固定資産税」の次に「及び都市計画税」を加え、同条に次の1項を加える。

14 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規

定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第37条第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災

害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第28条第1項ただし書、第29条の2及び第29条の3の改正規定並びに附則第13条及び附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第70条の改正規定及び附則第3条第1項の規定（新条例第70条の規定に係る部分に限る。） 令和9年4月1日

(3) 第24条の2第2項の改正規定並びに附則第16条の3、附則第18条の2及び附則第37条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の富山市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の富山市市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の富山市市税条例附則第16条の2第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第

12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第37条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第37条第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第70条及び附則第20条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第130号

富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

富山市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成30年富山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に、「第6条第1号から第7号まで」を「第6条第1号から第3号まで」に、「第13条第1号から第7号まで」を「第13条第1号から第3号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 131 号

富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 17 年富山市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 21 条」を「第 22 条」に、「第 22 条 - 第 24 条」を「第 23 条 - 第 25 条」に改める。

第 2 条第 2 項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる一般廃棄物をいう。

第 15 条に次の 1 項を加える。

2 占有者等は、家庭系廃棄物をごみ集積場（一般廃棄物処理計画に定める家庭系廃棄物を定期的に収集する場所をいう。）に排出するときは、市長が指定する袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

第 18 条第 1 項中「第 15 条」を「第 15 条第 1 項」に改める。

第 19 条第 4 項中「手数料」の次に「（別表一般廃棄物処理計画に基づき定期的に収集する家庭系廃棄物の項に係る手数料を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由がある

と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条を第23条とする。

第4章中第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(指定収集袋の交付)

第20条 市長は、別表一般廃棄物処理計画に基づき定期的に収集する家庭系廃棄物の項に係る手数料をあらかじめ納付した者に指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋について必要な事項は、市長が別に定める。

別表その他の一般廃棄物の項を次のように改める。

一般廃棄物処理計画に基づき定期的に収集する家庭系廃棄物	容量5リットル相当の指定収集袋1枚につき	5円	
	容量10リットル相当の指定収集袋1枚につき	10円	
	容量20リットル相当の指定収集袋1枚につき	20円	
	容量30リットル相当の指定収集袋1枚につき	30円	
	容量45リットル相当の指定収集袋1枚につき	45円	
一般廃棄物処理計画に基づき定期的に収集するものの以外に臨時に収集する家庭系廃棄物	1回の排出量が30キログラムまでの部分	2,090円	
	1回の排出量が30キログラムを超える部分10キログラムごとにつき	319円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。ただし、附則第

3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（次項において「新条例」という。）別表一般廃棄物処理計画に基づき定期に収集する家庭系廃棄物の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集する家庭系廃棄物の手数料について適用し、施行日前に収集する家庭系廃棄物の手数料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第20条の規定による指定収集袋の交付、別表一般廃棄物処理計画に基づき定期に収集する家庭系廃棄物の項に係る手数料の徴収その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第132号

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年富山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第35条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第15項に規定する心理担当職員をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第2項中「保育所の保育士」の次に「(同条第3項、附則第5項又は第6項の規定により保育士とみなされる者及び第35条第3項の規定による支援を行う者を除く。)」を加える。

附則第7項中「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）」を「第35条第3項、」に改め、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 第35条第3項及び附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年富山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第133号

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正)

第1条 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例(平成26年富山市条例第47号)の一部を次のように改正
する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に
基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保
育を行う場合」を加える。

第7条第1項中「次に掲げる事項」の次に「(法第6条の3第1
0項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」
という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者
」という。)にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加
え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以
上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。
)」を加え、同条第7項中「であつて」を「又は満3歳以上限定小
規模保育事業を行う事業所であつて」に改める。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」
の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「

又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれも

が保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「、「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」と」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7項中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第10項中「第30条第3項」及び「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年富山市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合におい

て、改正前の富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 3 4 号

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年富山市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「3 5 人」を「3 0 人」に改める。

第 6 条第 1 項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第 5 項第 2 号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

第 1 3 条及び第 1 4 条中「第 1 4 条第 6 項」を「第 1 4 条第 7 項」に改める。

附則第 9 項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第 1 3 項中「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

1 4 別表備考 5 及び附則第 1 1 項の規定により特定理学療法士等

及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考1に定める者（同備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表備考1中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次のように加える。

5 備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有するもの（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年富山市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育

及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例別表の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例別表の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の富山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

議案第135号

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成31年富山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「35人」を「30人」に改める。

第6条に次の1号を加える。

(3) 前2号の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定

理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第7項の表中

「

附則第3項	第6条第1号及び第2号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
-------	--	------------------------------------

を

」

「

第6条第3号	第6条第1号の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等
附則第3項	第6条第1号及び第2号イ（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	幼稚園教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

に

」

改める。

附則に次の1項を加える。

- 8 第6条第3号及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士登録を受けている者（第6条第3号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。（富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の

要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年富山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の富山市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第2号の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

議案第136号

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年富山市条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第53条」を「－第53条」に改める。

第2条第1項第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第1項中第24号を第28号とし、第12号から第23号までを4号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の3号を加える。

(13) 教育認定こども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(14) 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(15) 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10

項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第7条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「の法第19条第1号」を「の同号」に改め、同条第3項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定こどもを除く。）」に、「の法第19条第2号」を「の同条第2号」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第8条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第10条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第13条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第23条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第26条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に

掲げる小学校就学前子どもの区分」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改める。

第37条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第38条第1項中「平成26」を「平成26年」に、「第29条」、「第32条」及び「第34条」を「第28条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第38条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第40条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第44条第1項を除く。）」を加え、「の法第19条第3号」を「の同号」に、「利用できるよう」を「利用できるよう、」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者」を「前2項の特定地域型保育事業者」に、「前項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条第2項及び第42条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」を加え、「特定地域型保育の提供を受けていた」を「特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けてい

た」に、「その他の小学校就学前子ども」を「その他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、同条第7項中「であって」を「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第48条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第49条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第50条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第13条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第15条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第15条第1項」に改め、「第44条」と」の次に「、第26条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と」を加える。

第52条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」

の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第53条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「次条第3項において同じ。）を」を「次条第3項及び第53条第3項において同じ。）を」に、「第41条第2項」を「第38条第3項、第40条第3項及び第41条第2項」に、「次条第3項において同じ。）の」を「第53条第3項において同じ。）の」に改め、「以下この章」の次に「（第44条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「利用できるよう」を「利用できるよう、」に「教育・保育給付認定保護者」を、「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第52条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、富山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ど

も及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第38条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第38条第2項、第40条第2項及び第41条第2項を除き、第51条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第40条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、

「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第137号

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年富山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「特別利用教育」の次に「、特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第138号

富山市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
富山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市印鑑条例の一部を改正する条例

富山市印鑑条例（平成17年富山市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「個人番号カードをいう。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 139 号

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

富山市長 藤井 裕久

富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
富山市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年富山市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

別表長期収載品処方等加算料の部中「4 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同表検査料の部中

「

健康診断コース料	A	5,710 円	
	B	9,520 円	A の検査に貧血検査、生化学（1）検査及び心電図検査を加えたものとする。
	C	19,050 円	B の検査に胃部レントゲン検査を加えたものとする。
	D	21,900 円	B の検査に胃内視鏡検査（感染検査を含む。）を加えたものとする。
肺がんドック使用料	A	12,000 円	
	B	19,000 円	A の検査に腫瘍マーカー検査、血液学的検査及び生化学的検査を加えたものとする。

を

「

健康診断コース料	A	6,000 円	
	B	11,400 円	A の検査に貧血検査、生

」

ス料			化学（１）検査及び心電図検査を加えたものとする。	に
	C	22,700円	Bの検査に胃部レントゲン検査を加えたものとする。	
	D	25,400円	Bの検査に胃内視鏡検査（感染検査を含む。）を加えたものとする。	

改め、同部PETがんドック使用料の項中「114,000円」を「127,700円」に、「126,000円」を「139,700円」に改め、同部脳ドック使用料の項中「25,000円」を「31,300円」に改め、同部人間ドック使用料の項中「37,500円」を「41,100円」に、「66,000円」を「74,000円」に、「72,500円」を「86,000円」に改め、同部婦人科ドック使用料の項中「12,270円」を「15,700円」に、「16,430円」を「19,400円」に改め、同部マイクロアレイ血液検査料の項中「59,590円」を「61,600円」に、「36,110円」を「38,600円」に改め、同部肺検査料の項中「9,250円」を「10,000円」に、「10,750円」を「12,700円」に改め、同部腫瘍マーカー検査料の項中「2,000円」を「2,700円」に、「4,000円」を「5,300円」に改め、同部乳房検査料の項中「3,000円」を「5,700円」に、「6,750円」を「8,600円」に改め、同部子宮検査料の項中「2,180円」を「3,700円」に、「4,980円」を「6,600円」に、「3,980円」を「8,900円」に、「9,140円」を「11,800円」に改め、同部骨密度検査料の項中「3,000円」を「3,600円」に改め、同部脳検査料の項中「16,000円」を「20,800円」に改め、同部歯科検査料の項中「1,000円」を「3,000円」に改め、同部胃内視鏡検査料の項中「10,000円」を「15,400円」に改め、同部胃透視検査料の項中「10,000円」を「12,400円」に改め、同部腹部超

音波検査料の項中「5,000円」を「5,300円」に改め、同部
 頸部超音波検査料の項中「4,400円」を「5,000円」に改め、
 同部S状結腸ファイバースコピー検査料の項中「8,000円」を「
 9,400円」に改め、同部中

「

大腸CT検査料	21,980円	を
内臓脂肪検査料	2,000円	

」

「

大腸CT検査料	28,400円	に、
---------	---------	----

」

「

他覚的聴 力検査料	OAE式	1,600円	新生児の聴力スク リーニング検査	を
	AABR式	5,540円		

」

「

新生児聴覚検査料	6,400円	に
----------	--------	---

」

改め、同表面談手数料の部医師面談料の項中「又は歯科医師との面談」を「若しくは歯科医師との面談又は緩和ケア病棟への入院に向けた患者の家族と医師との面談」に改める。

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、別表長期収載品処方等加算料の部及び面談手数料の部医師面談料の項の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 140 号

富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件
富山市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市公民館条例の一部を改正する条例
富山市公民館条例（平成 17 年富山市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 富山市立山室中部公民館の項中「山室荒屋 84 番地」を「山室荒屋新町 32 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 1 号

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定
の件

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出

富山市長 藤 井 裕 久

富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
富山市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年富山市条例第 2 9
1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」と
いう。）第 2 1 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」と
いう。）以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、
適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前
の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前
の富山市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）
第 2 1 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第
9 条の規定により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるも
のに限る。）の支払は、新条例の規定に基づく葬祭補償の内払とみ
なす。

議案第142号

工事請負契約締結の件

(仮称)月岡認定こども園新築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 (仮称)月岡認定こども園新築主体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 914,650,000円
- 4 契約の相手方 石坂建設・ミヅホ建設(仮称)月岡認定こども園新築主体工事共同企業体
代表者
富山市神通町二丁目3番10号
石坂建設株式会社
代表取締役社長 石坂 兼人

議案第143号

工事請負契約締結の件

(仮称)月岡認定こども園新築機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 (仮称)月岡認定こども園新築機械設備工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 246,620,000円
- 4 契約の相手方 GRNテクノソリューション・西田工業・中央管機カクユー(仮称)月岡認定こども園新築機械設備工事共同企業体

代表者

富山市八日町247番地24

GRNテクノソリューション株式会社

代表取締役社長 林 晃司

議案第144号

工事請負契約締結の件

旧蜷川公民館解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 契約の目的 旧蜷川公民館解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 155,650,000円
- 4 契約の相手方 富山資源開発・サコウ建設旧蜷川公民館解体工事
共同企業体
代表者
富山市水橋肘崎592番地16
株式会社富山資源開発
代表取締役 山本 豊

議案第145号

工事請負契約締結の件

牛岳温泉グリーンパレス解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 牛岳温泉グリーンパレス解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 353,540,000円
- 4 契約の相手方 アール・タチバナ・谷作運輸建設工機牛岳温泉グリーンパレス解体工事共同企業体
代表者
富山市二口町一丁目9番地2
アール・タチバナ株式会社
代表取締役 橘 泰行

議案第146号

工事請負契約締結の件

山室中学校第1体育館解体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 山室中学校第1体育館解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 195,470,000円
- 4 契約の相手方 砂原組・吉田土建山室中学校第1体育館解体工事
共同企業体
代表者
富山市山室176番地
株式会社砂原組
代表取締役 砂原 太助

議案第147号

工事請負契約締結の件

市道金屋線跨線橋下部工（その1）工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 市道金屋線跨線橋下部工（その1）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 258,500,000円
- 4 契約の相手方 松原建設・篠川組市道金屋線跨線橋下部工（その1）工事共同企業体
代表者
富山市石坂2449番地2
松原建設株式会社
代表取締役 松原 悠大

議案第148号

工事請負契約締結の件

観光橋塗装塗替（第3工区）工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

記

- 1 契約の目的 観光橋塗装塗替（第3工区）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 203,379,000円
- 4 契約の相手方 勝原塗装・アイズ総合観光橋塗装塗替（第3工区）工事共同企業体
代表者
富山市高畠町二丁目12番31号
勝原塗装株式会社
代表取締役 勝原 幹裕

議案第149号

特定事業変更契約締結の件

令和7年12月18日定例市議会において議決を得た富山市総合体育館Rコンセッション事業について、次のとおり変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 契約の金額

変更前	8,203,359,996円に物価変動及び金利変更による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額
変更後	8,223,269,996円に物価変動及び金利変更による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額

議案第150号

財産取得の件

富山市教育委員会物品として、次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 取得する財産 校内通信ネットワークの整備に係る無線アクセス
ポイント 655台
- 2 取得価格 78,534,500円
- 3 契約の相手方 富山市東田地方町一丁目1番30号
N T T西日本株式会社富山支店
支店長 瓜生 知史

報告第 7 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

記

- 1 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 1 号

富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件
富山市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

富山市市税条例等の一部を改正する条例

(富山市市税条例の一部改正)

第 1 条 富山市市税条例(平成 1 7 年富山市条例第 1 0 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 3 条中「、第 9 1 条の 7 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 9 1 条の 7 第 1 項の申告書、」を削る。

第 2 0 条第 3 項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「。）」の次に「(同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 9 1 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 9 1 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 9 1 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 9 1 条の 2 第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第91条の4から第91条の8までを削り、第92条を次のように改める。

第92条 削除

第94条（見出しを含む。）、第95条（見出しを含む。）及び第96条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第97条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第98条の見出し、第99条（見出しを含む。）及び第100条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第101条第2項中「第91条第3項ただし書」を「第91条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第16条の2の前の見出し及び同条を削る。

附則第16条の2の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第16条の2の2第1項」を「附則第16条の2第1項」に改め、同条を附則第16条の2とする。

附則第17条第1項中「令和9年度まで」を「令和12年度まで」に改め、同条第2項中「、附則第16条の2の2第1項」を削る。

附則第20条第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25

項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第15項を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第21条第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第21条の2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令

和 5 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋
番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項
（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7
項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適
用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を
法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供す
る土地として使用することができない理由

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、その他市長が固定資産税の賦課
徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第 16 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場
合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和 8 年度分及び令
和 9 年度分の固定資産税については、第 82 条の規定は適用しな
い。

附則第 32 条の 2 から附則第 33 条までを削り、附則第 33 条の
2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第
3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定に
よる」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別
割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3
1 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」
に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項
第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月
1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受け
た日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種
別割」を削り、同条第 4 項を削り、同条を附則第 33 条とする。

附則第 34 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の
種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同
条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 34 条の 2 第 3 項第 2 号、附則第 35 条第 3 項第 2 号、附
則第 36 条第 3 項第 2 号、附則第 39 条第 5 項第 2 号、附則第 40

条第2項第2号及び附則第42条第2項第2号中「、附則第16条の2第1項及び附則第16条の2の2第1項」を「及び附則第16条の2第1項」に改める。

附則第43条第2項第2号及び同条第5項第2号並びに附則第43条の2第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第16条の2第1項及び第16条の2の2第1項」を「及び附則第16条の2第1項」に改める。

附則第48条中「第9項、第13項、第14項、第16項、第31項若しくは第33項」を「第8項、第12項、第13項、第15項、第30項若しくは第32項」に改める。

(富山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富山市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年富山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の富山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和8年度分の固定資産税に限り、新条例附則第21条の2の規定の適用については、同条第1項中「1月31日」とあるのは「4月30日」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

4 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

5 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第 8 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 工事請負変更契約締結の件

専決第 1 4 号

工事請負変更契約締結の件

令和 7 年 9 月 2 6 日定例会市議会において議決を得た大久保小学校長
寿命化改良（その 1）工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 8 年 5 月 7 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契約の金額

変 更 前	3 2 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円
変 更 後	3 6 2 , 4 9 4 , 0 0 0 円

報告第 9 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 工事請負変更契約締結の件

専決第 1 6 号

工事請負変更契約締結の件

令和 7 年 9 月 2 6 日定例会市議会において議決を得た富山消防署北部出張所改築主体工事について、次のとおり変更契約を締結する。

令和 8 年 5 月 1 8 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 契約の金額

変 更 前	5 8 0 , 8 0 0 , 0 0 0 円
変 更 後	5 8 9 , 6 0 0 , 0 0 0 円

報告第 10 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

記

1 訴えの提起の件

訴えの提起の件

ア) 当事者

原告 富山市

被告 別紙に記載のとおり

イ) 請求の要旨

市営住宅の明渡し及び市営住宅明渡しの遅延に係る損害金の支払

ウ) 事件に関する方針

訴訟の遂行上必要があると認める場合は、適当と認める条件で相手側と和解することができる。

専決処分番号	専決処分年月日	住 所	氏 名
13	令和 8年 4月28日	富山市八尾町妙川寺13 51番地市営住宅1号棟 134号	坂本 美和子
		富山市八尾町福島146 番地7 (契約者 坂本美和子分)	連帯保証人 坂本 昭三
		富山市八尾町尾久281 番地 (契約者 坂本美和子分)	連帯保証人 坂本 常夫

報告第 1 1 号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている次の事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 損害賠償請求に係る和解の件

損害賠償請求に係る和解の件

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
10	令和 8年 3月25日	損害賠償額 金 72,095 円 和解及び損害賠償の相手方 滑川市在住 1 名 事由 施設管理上の傷害事故 ・発生日 令和 7 年 2 月 24 日 ・場所 富山市猪谷地内
12	令和 8年 4月20日	損害賠償額 金 195,316 円 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 事由 交通事故 ・発生日 令和 8 年 3 月 7 日 ・場所 富山市婦中町羽根地内
15	令和 8年 5月 8日	損害賠償額 金 1,760,000 円 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住 1 名 事由 樹木管理上の器物破損事故 ・発生日 令和 8 年 1 月 26 日 ・場所 富山市中番地内

報告第 12 号

令和 7 年度富山市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済 額及び 支出見 込 額	残額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国(県) 支 出 金	地 方 債	そ の 他
2	総務費	2 企画費	文化施設整備事業(芸術ホール)の特定及び改修(大天井改修)	8,780,000,000	2,195,000,000	2,195,000,000	854,700,000	1,340,300,000	1,340,300,000	111,200,000		1,229,100,000	
3	民生費	2 児童福祉費	保育所建設費(長岡保育所)	803,000,000	2,800,000	2,800,000		2,800,000	2,800,000	400,000		400,000	
4	衛生費	2 環境衛生費	つばき園費(つばき園改修)	1,322,970,000	143,449,000	143,965,600	143,448,800	516,800	516,800	516,800			
			斎場管理費(婦負斎場解体)	172,000,000	17,200,000	17,200,000	6,500,000	10,700,000	10,700,000	2,700,000		8,000,000	
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持補修費(小見橋1号架)	410,000,000	200,000,000	66,078,000	266,078,000	185,520,000	80,558,000	80,558,000	51,100	44,306,900	36,200,000
9	消防費	1 消防費	消防車両等整備事業(消防艇)	665,700,000	296,850,000	296,850,000	173,913,960	122,936,040	122,936,040	108,965		75,300,000	47,527,075
			消防施設整備事業(富山消防署出張所)	813,096,000	318,040,000	318,040,000	121,790,000	196,250,000	196,250,000	50,000		196,200,000	
10	教育費	2 小学校費	長寿命化対策事業(大久保小学校)	377,131,000	318,812,000	48,969,000	367,781,000	48,721,860	319,059,140	319,059,140	30,406,140	45,653,000	243,000,000
			長寿命化対策事業(熊野小学校(その2))	554,539,000	80,590,000		80,590,000		80,590,000	80,590,000	6,501,000	8,789,000	65,300,000

款	項	事業名	継続費 の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済 額及び 支出見 込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国(県) 支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10教育費	3 中学校 費	長寿命 化費 対策事 業中 学(東 部)	740, 363,000	35, 965,000		35, 965,000		35, 965,000	35, 965,000	3, 677,000	5, 588,000	26, 700,000	
	5 社会教 育費	文化財保 護費 旧森家住 宅(主 屋耐震補 強)	173, 724,000	69, 490,000		69, 490,000	69, 300,000	190,000	190,000	190,000			
		公民館建 設費 山室中 心(公 民)	446, 700,000	268, 020,000		268, 020,000	93, 720,000	174, 300,000	174, 300,000	43, 600,000		130, 700,000	
一 般 会 計 計			15,259, 223,000	3,946, 216,000	115, 563,600	4,061, 779,600	1,697, 614,620	2,364, 164,980	2,364, 164,980	199, 401,005	104, 336,900	2,012, 900,000	47, 527,075

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

令和7年度富山市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				企業債	国庫補助金	当年度勘定留保等	
1	1	施設更新事業	513,000,000	267,900,000		267,900,000		267,900,000	267,900,000	227,600,000		40,300,000	
		配水幹線整備事業	515,000,000	224,600,000		224,600,000		224,600,000	224,600,000	127,200,000	74,870,000	22,530,000	
水道事業会計計			1,028,000,000	492,500,000		492,500,000		492,500,000	492,500,000	354,800,000	74,870,000	62,830,000	

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

令和 7 年度富山市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和 7 年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				企業債	国庫補助金	当年度勘定留保金	
1	1	大沢野浄化センター自家発電新築事業費	円 178,900,000	円 113,000,000	円 35,900,000	円 148,900,000	円 88,900,000	円 60,000,000	円 60,000,000	円 24,880,000	円 32,349,000	円 2,771,000	円
		大沢野浄化センター電気設備更新事業費	円 526,900,000	円 125,300,000	円 30,400,000	円 155,700,000	円 65,700,000	円 90,000,000	円 90,000,000	円 36,610,000	円 49,316,000	円 4,074,000	円
		下富居排水区下富居貯留池導管、バイパス管築造事業費	円 727,000,000	円 340,000,000		円 340,000,000		円 340,000,000	円 340,000,000	円 153,000,000	円 170,000,000	円 17,000,000	円
公共下水道事業会計			円 1,432,800,000	円 578,300,000	円 66,300,000	円 644,600,000	円 154,600,000	円 490,000,000	円 490,000,000	円 214,490,000	円 251,665,000	円 23,845,000	円

令和 8 年 6 月 11 日提出

富山市長 藤井 裕久

令和 7 年度富山市病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和 7 年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				企業債	当分勘定	年損留金 度益保等	
1	1	市民病院整備費 施設事業費	円 94,600,000	円 63,000,000	円	円 63,000,000	円	円 63,000,000	円 63,000,000		円	円	
病院事業会計計			94,600,000	63,000,000		63,000,000	63,000,000	63,000,000	63,000,000				

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤井 裕久

令和7年度富山市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入 国(県)支 出金	特定財源 地方債	その他	一般財源
			円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	広報費	1,000,000	1,000,000		500,000			500,000
		スポーツ大会事業費	40,000,000	40,000,000		20,000,000			20,000,000
		体育施設管理運営費	931,316,000	931,316,000		785,331,000	1,096,900,000		49,085,000
	2 企画費	企画事務費	147,463,000	147,463,000		54,344,000		800,000	92,319,000
		官民連携推進事業費	1,500,000	1,500,000		750,000			750,000
		スマートシティ推進事業費	8,504,000	8,504,000		4,252,000			4,252,000
		公共施設跡地活用事業費	5,700,000	5,700,000		2,850,000			2,850,000
		富山ガラス工房事業費	20,221,000	20,221,000		9,980,000			10,241,000
		文化振興事業費	11,500,000	11,500,000		5,750,000			5,750,000
		管理運営事務費 (ガラス美術館費)	660,000	660,000		330,000			330,000
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務費	11,583,000	11,583,000		11,583,000			
		住民基本台帳ネットワークシステム費	506,000	506,000		506,000			

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 額	左 の 財 源 内 訳					
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 支 出	(県) 金	地 方 債		そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2	総務費	6 防災費	防災対策事業費	37,343,000	34,840,300		4,499,000			30,341,300
3	民生費	1 社会福祉費	民生事務費	5,500,000	5,500,000		3,531,000			1,969,000
			心身障害者 福祉事業費	35,750,000	35,750,000		23,833,000			11,917,000
			地域密着型 サービス等の 拠点整備事業費	223,777,000	222,444,000		222,234,000			210,000
	2 児童福祉費	私立保育所等 補助事業費	37,871,000	26,043,000	54,560	21,653,000	3,400,000			935,440
		物価高対応 子育て応援手 当費支給事業費	40,408,000	39,008,114		39,008,114				
		障害児福祉 事業費	1,960,000	1,960,000		1,960,000				
	3 生活保護費	生活保護事業費	285,750,000	285,750,000		214,312,000				71,438,000
	5 青少年女性費	男女共同参画 社会推進事業費	8,030,000	8,030,000		4,000,000				4,030,000
	6 災害救助費	災害救助費	15,505,000	15,505,000		11,000,000				4,505,000
	4 衛生費	1 保健衛生費	健康づくり 推進事業費	3,500,000	3,500,000		1,750,000			
2 環境衛生費		公衆浴場育成 事業費	4,925,000	4,925,000		4,925,000				
		地球温暖化対策 推進事業費	10,300,000	10,300,000		5,150,000				5,150,000

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 金額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	未収入特定財源			一 般 財 源
						国 支 出	(県) 金	地 方 債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
5 労働費	1 労働諸費	勤労者雇用 対策費	3,040,000	3,040,000		1,520,000			1,520,000
6 農 林 水産業 費	1 農業費	農業振興対策 事業費	4,000,000	4,000,000		4,000,000			
		農林水産業 活性化事業費	19,845,000	19,845,000		8,566,000			11,279,000
		農林水産物 プロモーション 推進事業費	13,800,000	13,800,000		6,900,000			6,900,000
		経営体育成 支援事業費	40,677,000	40,677,000		40,677,000			
	2 農地費	農業環境対策費	8,649,000	8,518,000		1,448,000	6,300,000		770,000
		小規模土地改良 事業費補助金	39,535,000	34,935,000	139,500		25,800,000		8,995,500
		土地改良 事業費補助金	172,610,000	172,610,000			146,600,000		26,010,000
		団体営土地改良 事業費補助金	17,262,000	17,068,000	49,153		10,200,000		6,818,847
		国土地籍調査費	12,000,000	12,000,000		9,000,000			3,000,000
	3 林業費	林業振興 対策事業費	2,430,000	2,205,000	416,410		1,500,000		288,590
		林道事業費	88,752,000	77,870,400	119,545	52,615,850	21,700,000		3,435,005
		治山事業費	6,000,000	6,000,000	52,800	3,000,000	2,900,000		47,200

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 金額	左の財源内訳				
					既 定 財 源	未収入特定財源			一 般 財 源
						国 支 出	(県) 金 地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円		
6 農林水産業費	3 林業費	自然環境保全対策事業費	5,000,000	3,700,000		1,850,000	1,800,000		50,000
	4 水産業費	漁港管理費	101,044,000	81,138,100	56,073	60,853,575	18,200,000		2,028,452
7 商工費	1 商工費	経営改善指導費	300,000	300,000		150,000			150,000
		創業等支援事業費	1,305,000	1,305,000		650,000			655,000
		食料品物価高騰対策支援事業費	321,200,000	216,724,919		216,724,919			
		中小企業育成事業費	300,230,000	294,079,710		294,079,710			
		企業誘致対策費	4,150,000	4,150,000		2,075,000			2,075,000
		薬業振興事務費	3,308,000	3,308,000		500,000			2,808,000
		物産振興事業費	13,082,000	13,082,000		6,516,000			6,566,000
		観光客誘致宣伝費	26,500,000	26,500,000		12,900,000			13,600,000
		観光案内所管理費	24,753,000	24,753,000		12,056,000		640,000	12,057,000
		観光施設費	6,710,000	6,710,000					6,710,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	雪対策事業費	25,672,000	25,672,000	25,688	12,948,180	7,700,000		4,998,132

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出	(県) 金	地 方 債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	2 道 路 橋 り よ う 費	リフレッシュ 事 業 費	34,200,000	26,200,000		13,540,000	12,600,000		60,000
		市道整備事業費	557,314,000	516,458,832	367,535	255,429,465	250,800,000		9,861,832
		県単独道路等 改 良 事 業 担 当 金	58,861,000	17,161,270	61,270		17,100,000		
		橋りょう維持 補 修 事 業 費	1, 016,634,000	829,246,163	10,285	443,434,690	319,500,000		66,301,188
	3 河 川 水 路 費	河川水路整備 事 業 費	192,500,000	190,582,198	16,377	82,841,781	104,400,000		3,324,040
		浸水対策事業費	108,000,000	88,536,500	72,580	19,968,250	55,900,000		12,595,670
		火防水路改良 事 業 費	31,000,000	30,558,500	52,270	15,279,250	13,600,000		1,626,980
	5 都 市 計 画 費	都市計画事務費	8,477,000	8,441,400		4,220,700			4,220,700
		街路整備事業費	394,359,000	332,416,503	234,076	129,312,851	175,800,000		27,069,576
		公園整備事業費	540,540,000	517,362,000	236,180	143,717,200	332,700,000		40,708,620
		ファミリー パ ー ク 費	80,550,000	54,959,400	7,500		35,300,000		19,651,900
		まちなか再生 推 進 事 業 費	1, 248,203,000	1, 248,202,900		666,877,950	542,400,000		38,924,950
		富山駅周辺 整 備 事 業 費	669,880,000	588,908,533	49,291	26,564,519	475,100,000		87,194,723
住宅政策推進 事 業 費		7,000,000	1,400,000		1,050,000			350,000	

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 金額	左 の 財 源 内 訳				
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出	(県) 金	地 方 債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	5 都 市 計 画 費	公共交通活性化 推 進 事 業 費	21,500,000	21,500,000		13,333,000			8,167,000
		生活交通対策 事 業 費	11,720,000	11,720,000		584,000	3,000,000		8,136,000
		路面電車事業費	172,348,000	172,348,000		50,818,000	25,600,000		95,930,000
6 住 宅 費	市営住宅管理費	42,000,000	22,631,000		11,315,500	11,200,000		115,500	
9 消防費	1 消 防 費	消防施設整備 事 業 費	26,920,000	26,920,000					26,920,000
10 教育費	2 小 学 校 費	学校施設整備 事 業 費	135,986,000	135,986,000		37,210,000	98,400,000		376,000
	3 中 学 校 費	学校施設整備 事 業 費	156,811,000	156,811,000		28,337,000	128,200,000		274,000
		給食センター 管 理 事 務 費	2,299,000	2,299,000				1,582,000	717,000
	5 社 会 教 育 費	文化財保護 事 業 費	4,493,000	4,493,000			4,400,000		93,000
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農地農業用施設 災 害 復 旧 事 業 費	267,116,000	175,259,375	635,884	852,181,384	270,300,000	14,732,960	37,409,147
		漁港施設災害 復 旧 事 業 費	69,126,000	68,183,000	434,000	38,000,000	28,100,000		1,649,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋りょう 災 害 復 旧 事 業 費	224,000,000	221,842,400	65,312	95,381,000	121,400,000		4,996,088
一 般 会 計 計			13, 234,263,000	12, 457,926,517	3,156,289	7, 132,457,888	4, 368,800,000	17,754,960	935,757,380

令和8年6月11日提出

富山市長 藤 井 裕 久

報告第 17 号

令和7年度富山市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 額	年度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
						既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	一 般 財 源
			円	円	円	円	円	円	円
1	総務費	1 総管理費 介護保険事業 システム費	10,670,000	10,670,000	5,335,000	5,335,000			
介護保険事業特別会計			10,670,000	10,670,000	5,335,000	5,335,000			

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

令和7年度富山市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 額	年度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
						既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	国 支 出 金	地 方 債 金	そ の 他
			円	円	円	円	円	円	円	円
1	スキー 場事業 費	1 スキー場 事業費	24,970,000	24,970,000	70,000			24,900,000		
牛岳温泉スキー場事業特別会計			24,970,000	24,970,000	70,000			24,900,000		

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

令和 7 年度富山市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越る資産の限度額	繰越る要する購入額	説 明
						企 業 債	国庫補助金	当 年 度 勘 定 留 保 資 金 等				
1 資本的支出	1 建設改良費	配水幹線整備事業費	2,138,813,000		2,114,214,800	1,094,400,000	700,502,000	319,312,800	24,598,200			支払い義務が発生しなかったため（他の関連工事との調整に日数を要したため等）
		老朽管整備事業費	36,300,000		36,204,300	30,400,000		5,804,300	95,700			
		老朽基幹施設更新事業費	230,050,700		220,469,700	155,000,000		65,469,700	9,581,000			
		他工事関連費	121,715,000		120,362,000	53,600,000		66,762,000	1,353,000			
		防災拠点機能整備事業費	397,763,000		394,387,100	83,400,000	112,597,000	198,390,100	3,375,900			
		固定資産購入費	32,812,450		32,525,120	16,800,000	6,096,000	9,629,120	287,330			
		建設負担金	14,265,848		12,069,808	10,200,000		1,869,808	2,196,040			
水道事業会計計			2,971,719,998		2,930,232,828	1,443,800,000	819,195,000	667,237,828	41,487,170			

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤井 裕久

令和7年度富山市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用額	翌年度繰 越るた る資産 の限度	繰 越 る 入 額	説 明
						企業債	国庫補助金	当年度 損益 勘定 留保 資金 等				
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道 築造費	2,111, 976,482		2,056, 625,532	800, 140,000	901, 747,000	354, 738,532	55, 350,950			支払い義務 が発生しな かったため (他の関連 工事との調 整に日数を 要したため 等)
		流域関連 下水道 築造費	160, 226,600		159, 040,800	73, 650,000	77, 433,000	7, 957,800	1, 185,800			
		特定環境保 全下水道 築造費	46, 160,950		44, 243,100	29, 100,000	14, 501,000	642,100	1, 917,850			
		流域関連 特定環境保 全下水道 築造費	52, 285,200		51, 966,200	49, 300,000		2, 666,200	319,000			
		単独改良費	101, 886,000		101, 820,000	96, 720,000		5, 100,000	66,000			
		固定資産 購入費	13, 288,000		12, 353,000			12, 353,000	935,000			
公共下水道事業会計計			2,485, 823,232		2,426, 048,632	1,048, 910,000	993, 681,000	383, 457,632	59, 774,600			

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井 裕久

報告第 21 号

令和7年度富山市公共下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予計 上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰 越る資産 の限度額	繰越る 購入額	説明
						企業債	国庫補助金	当年度 損益勘 定等 留保資金				
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道 築造費	270, 689,100	円	269, 980,700	円	円	円	円	円		他の工事と の調整に日 数を要した ため等
公共下水道事業会計計			270, 689,100		269, 980,700	81, 000,000	179, 945,000	9, 035,700	708,400			

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

報告第 2 2 号

債権放棄報告の件

富山市債権管理条例（平成 2 2 年富山市条例第 4 号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

1 債権放棄の件

債権の名称	債権の額 (円)	放棄の事由 (第 9 条第 1 項該当号)	件数	放棄の期日
農業集落污水处理施設使用料	1,298	行方不明等（第4号）	1	令和8年3月31日
市営住宅使用料	283,700	時効経過（第1号）	2	
	57,200	破産等（第3号）	1	
	1,427,050	行方不明等（第4号）	3	
市営住宅退去に伴う入居者負担修繕料	265,596	時効経過（第1号）	4	
	201,450	破産等（第3号）	1	
	45,050	行方不明等（第4号）	1	
水道料金	1,747,067	時効経過（第1号）	171	
	1,180	生活保護等（第2号）	1	
	111,473	破産等（第3号）	25	
	615,313	行方不明等（第4号）	29	

病院診療費	1,137,960	時効経過（第1号）	57
	404,300	生活保護等（第2号）	18
	713,411	破産等（第3号）	46
	372,630	行方不明等（第4号）	18
合計	7,384,678		378

報告第 2 3 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社富山市民プラザに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の実施計画

- ア 富山市民プラザビルの賃貸と管理運営
- イ まちなか学生シェアハウスfilの管理運営
- ウ グランドパーキングの管理運営
- エ 地場もん屋総本店の安定的な収益の確保
- オ にぎわいと話題性あふれるイベントの実施

2 令和8年度予算

(単位 千円)

区分	科目	金額	摘要
収 入	1 営業収入	1,188,400	1 家賃収入 471,200
			2 共益費収入 144,100
			3 駐車場収入 221,000
			4 事業収入 283,200
			5 受託料収入 66,400
			6 雑収入 2,500
	2 営業外収入	136,320	1 補助金収入 128,200
			2 雑収入 5,900
			3 受取利息 2,220
	計	1,324,720	
支 出	1 営業費用	1,316,800	1 仕入高 77,100
			2 人件費 294,400
			3 一般管理費 556,200
			4 イベント事業費 42,700
			5 租税公課 78,700
6 減価償却費 267,700			
2 特別損失	1,200	解体撤去費	
	計	1,318,000	
	差引額	6,720	

3 令和7年度決算（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

(1) 貸借対照表（令和8年3月31日現在）（単位 円）

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	1,499,658,159	流動負債	1 買掛金	6,133,831
	2 商 品	3,139,373		2 未払金	207,662,047
	3 材 料	346,397		3 未払法人税等	22,018,500
	4 貯 蔵 品	666,187		4 未払消費税等	12,400,500
	5 前払費用	3,642,154		5 前 受 金	13,001,332
	6 未収入金	68,063,607		6 預 り 金	1,920,637
	7 立 替 金	322,500		7 賞与引当金	12,930,000
	8 貸倒引当金	△ 68,385			
	計	1,575,769,992		計	276,066,847
固定資産	1 建 物	2,312,859,568	固定負債	1 預り保証金	250,750,000
	2 建物附属設備	508,254,677		2 預り敷金	1,038,983,600
	3 構 築 物	20,290,759		3 退職給付引当金	43,908,784
	4 機 械 装 置	9,172,466		4 資産除去債務	7,376,840
	5 車両運搬具	4			
	6 工具器具備品	67,647,301	計	1,341,019,224	
	7 土 地	1,354,807,890	負債合計	1,617,086,071	
	8 建設仮勘定	356,400	純 資 産 の 部		
資産	9 の れ ん	3,818,184	区分	科 目	金 額
	10 ソフトウェア	3,165,037	株主資本	1 資 本 金	100,000,000
	11 電話加入権	901,524		2 資本剰余金	3,450,000,000
	12 投資有価証券	40,700,000		その他資本剰余金	3,450,000,000
	13 長期前払費用	3,040,425		3 利益剰余金	777,556,942
	14 出 資 金	140,000		繰越利益剰余金	777,556,942
	15 敷 金	10,000			
	16 リサイクル預託金	9,130			
	17 差入保証金	1,200,000			
	18 繰延税金資産	42,499,656			
計	4,368,873,021	純資産合計		4,327,556,942	
資産合計	5,944,643,013	負債・純資産合計	5,944,643,013		

(2) 損益計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,154,644,297
売 上 原 価		54,389,125
売 上 総 利 益		1,100,255,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,183,857,174
営 業 損 失		83,602,002
営 業 外 収 益		146,698,768
受 取 利 息	2,289,783	
受 取 配 当 金	20,200	
補 助 金 収 入	128,149,000	
受 取 補 償 金	9,735,000	
雑 収 入	6,504,785	
営 業 外 費 用		31,080
雑 損 失	31,080	
経 常 利 益		63,065,686
特 別 損 失		2,820,005
固 定 資 産 除 却 損	5	
解 体 撤 去 費	2,820,000	
税 引 前 当 期 純 利 益		60,245,681
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		29,120,659
法 人 税 等 調 整 額		△ 7,254,807
当 期 純 利 益		38,379,829

4 令和7年度事業報告

(1) 自主イベント実施報告 ※来場者数の()内は令和6年度実績

イ ベ ン ト 名	実施時期・開催場所	来場者数
ますます富山 ～富山まち歩きツアー～	4月～3月（173回） 富山駅・まちなか周辺	1,328人 (229人)
大手町農園 (ミツバチ&サツマイモ)	4月～3月 富山市民プラザ屋上、地場もん屋	－ (－)
アーティスト・イン・ レジデンス	4月25日～5月12日（18日間） 富山市民プラザアートギャラリー	197人 (－)
超絶！ザ・SUGOWAZAショー	5月～10月（14回） グランドプラザ、まちなか	1,590人 (2,878人)
音海はるの 色鉛筆画のせかい展	12月6日～1月5日（31日間） 富山市民プラザアートギャラリー	4,309人 (－)
クラシックで遊ぶ音楽実験室 スギテツ音楽会	3月14日（2回公演） 富山市民プラザアンサンブルホール	399人 (－)

令和7年度は6事業を実施、来場者合計 7,823人

(令和6年度：5事業 10,413人)

(2) 中心市街地活性化に関する事業

ア コミュニティバス「まいどはや」運行事業

路線名	令和7年度 乗車数	1日当たり 平均乗車数	令和6年度 乗車数	1日当たり 平均乗車数
西ルート	63,535人	174人	60,088人	164人
東ルート	68,383人	187人	64,533人	177人
合計	131,918人	361人	124,621人	341人

イ まちなか賑わい広場（グランドプラザ）運営事業

- ・ イベント実施件数（専用使用）：122件（令和6年度：123件）
- ・ イベント稼働日数（専用使用）：112日（令和6年度：104日）

ウ 地場もん屋総本店運営事業

- ・富山市産農林水産物の販売と情報発信を行った。
年間来客数：326,367人（令和6年度：329,514人）

エ 富山市中心商店街2時間無料駐車サービス事業

- ・来街者の利便性向上を目的として、中心商店街の商業者と駐車場を取りまとめ、駐車サービス券の発行、管理等を行った。
参加駐車場数：14駐車場、年間総発行枚数：708,617枚
（令和6年度：15駐車場、731,357枚）

オ エコリンク事業

- ・冬期の中心市街地のにぎわい創出を目的に、樹脂製パネルのスケートリンクをグランドプラザに設置し運営した。
開催日数：31日間、入場者数：9,119人
（令和6年度：31日間、8,594人）

カ まちなか学生シェアハウスfil管理運営事業

- ・まちなかの空きビルをリノベーションし、学生と地域・商店主が連携したのにぎわい創出を目的とした学生シェアハウスや食堂、ランドリーの管理運営を行った。
入居者数：26人（令和6年度：24人）

キ ますます富山～富山まち歩きツアー～事業

- ・「歩いて感じる富山の魅力」をコンセプトに、市民や観光客が富山の歴史や産業、文化を楽しく気軽に体験できるツアーを実施した。
参加者数：1,328人（令和6年度：229人）

ク その他中心市街地活性化のための各種事業

報告第 2 4 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人富山市ガラス工芸センターに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) ガラス工芸センター管理運営事業

- ア 富山ガラス工房の施設の管理運営事業
- イ 創作工房（レンタル）事業
- ウ 市民への普及啓発（吹きガラス制作講座や企画展等）事業
- エ 高度なガラスの技能を有する人材育成に係る事業
- オ 「ガラス・アート・ヒルズ富山」宿舎棟運営事業
- カ 富山ガラスブランドマネジメント推進事業
- キ ガラス文化施設利用促進事業（無料送迎バス運行事業）
- ク ガラス作家育成定着支援事業
- ケ 「ガラスの街×すしのまちとやま」推進事業
- コ 富山ガラス普及推進事業（新規）

(2) ガラス工芸センター自主事業

- ア 販売普及事業
- イ 商品開発事業
- ウ 情報化の推進及びイベント実施事業
- エ 体験事業
- オ 富山市ガラス美術館、富山ガラス造形研究所との連携事業

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 基本財産運用収入	20,000	20,000	0
② 受託収入	81,694,000	81,094,000	600,000
③ 補助金収入	122,205,000	109,489,000	12,716,000
④ 事業収入	122,000,000	118,500,000	3,500,000
・ 売上収入	86,000,000	84,000,000	2,000,000
・ 体験収入	36,000,000	34,500,000	1,500,000
⑤ 雑収入	26,018,000	24,018,000	2,000,000
經常収益計	351,937,000	333,121,000	18,816,000
(2) 經常費用			
① 事業費	330,714,000	311,323,000	19,391,000
② 管理費	21,223,000	21,798,000	△575,000
經常費用計	351,937,000	333,121,000	18,816,000
当期經常増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	168,708,538	148,769,443	19,939,095
一般正味財産期末残高	168,708,538	148,769,443	19,939,095
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	39,500,000	39,500,000	0
指定正味財産期末残高	39,500,000	39,500,000	0
III 正味財産期末残高	208,208,538	188,269,443	19,939,095

3 令和7年度決算（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科目	金額	摘要	
資産の部	1 流動資産	227,137,619	現金・預金	199,356,590
			売掛金	6,091,022
			材料・製品	21,750,917
			貸倒引当金	△60,910
	2 固定資産	62,027,660	基本財産	39,500,000
			特定資産	22,527,660
	計	289,165,279		
負債の部	1 流動負債	36,022,723	未払金	23,492,688
			預り金	12,530,035
			退職給付引当金	
	2 固定負債	22,506,070		
	計	58,528,793		
	正味財産	230,636,486		

(2) 貸借対照表（令和8年3月31日現在）（単位 円）

資産の部			負債の部		
区分	科目	金額	区分	科目	金額
流動資産	1 現金・預金	199,356,590	流動負債	1 未払金	23,492,688
	2 売掛金	6,091,022		2 預り金	12,530,035
	3 材料・製品	21,750,917		計	36,022,723
	4 貸倒引当金	△60,910	負固定	退職給付引当金	22,506,070
				計	22,506,070
	計	227,137,619	負債合計	58,528,793	
固定資産	1 基本財産	39,500,000	正味財産の部		
	2 特定資産	22,527,660	正味財産	1 指定正味財産	39,500,000
				(うち基本財産への充当額)	(39,500,000)
				2 一般正味財産	191,136,486
				計	230,636,486
計	62,027,660	正味財産合計	230,636,486		
資産合計		289,165,279	負債・正味財産合計		289,165,279

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 基本財産運用収入	75,267	675	74,592
② 受託収入	84,457,917	83,845,780	612,137
③ 補助金収入	106,598,553	95,881,528	10,717,025
④ 事業収入	143,412,328	120,640,229	22,772,099
⑤ 雑収入	28,341,215	26,913,550	1,427,665
經常収益計	362,885,280	327,281,762	35,603,518
(2) 經常費用			
① 事業費	318,039,711	286,119,926	31,919,785
② 管理費	21,075,990	21,609,720	△533,730
③ 特定預金支出	289,000	1,465,000	△1,176,000
④ 貸倒引当金	△6,279	19,496	△25,775
⑤ 棚卸額	1,058,910	△1,871,475	2,930,385
經常費用計	340,457,332	307,342,667	33,114,665
当期經常増減額	22,427,948	19,939,095	2,488,853
当期一般正味財産増減額	22,427,948	19,939,095	2,488,853
一般正味財産期首残高	168,708,538	148,769,443	19,939,095
一般正味財産期末残高	191,136,486	168,708,538	22,427,948
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	75,267	675	74,592
② 一般正味財産への振替額	△75,267	△675	△74,592
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	39,500,000	39,500,000	0
指定正味財産期末残高	39,500,000	39,500,000	0
III 正味財産期末残高	230,636,486	208,208,538	22,427,948

4 令和7年度事業報告

※（）内は令和6年度実績

(1) ガラス工芸センター管理運営事業

ア 富山ガラス工房の施設の管理運営事業

- ・開館日数 355日（357日）
- ・入館者数（ギャラリー・クリエ含む） 82,467人（78,952人）

イ 創作工房（レンタル）事業

- ・延べ利用者数 5,191人（5,316人）

ウ 市民への普及啓発事業

- ・吹きガラス（初級、継続）延べ受講者数 216人（216人）
- ・キルンワーク（初級、継続）延べ受講者数 236人（334人）

エ 高度なガラスの技能を有する人材育成に係る事業

- ・スタッフ研修の実施及び自主研修への助成

オ 「ガラス・アート・ヒルズ富山」宿舎棟運営事業

- ・アーティストハウス活用
利用実人数 14人（12人） 延べ利用日数 270日（150日）

カ 富山ガラスブランドマネジメント推進事業

- ・市内の商業施設、公共施設と連携し、施設内にガラス作品を展示（前年度まで設置済みの4箇所に加え、新たに3箇所設置）

キ ガラス文化施設利用促進事業（無料送迎バス運行事業）

ク ガラス作家育成定着支援事業

- ・個人作家の若手作家雇用に対する支援 5人（7人）

ケ 「ガラスの街×すしのまちとやま」推進事業

- ・富山市の「すしのまちとやま」プロジェクトと連携し、富山ガラスの認知度向上とガラス文化普及につながる事業を実施

コ ガラスの街とやま連携展事業

- ・富山市ガラス美術館、富山ガラス造形研究所との連携により、富山市ガラス美術館で企画展を共催 2/7～15

(2) ガラス工芸センター自主事業

ア 販売普及事業

- ・販売売上額 105,929,598円（88,493,695円）

※商品送料等の雑収入を除く売上額

- ・富山ガラス工房オリジナル色を使用した様々な商品の制作
- ・建築空間への富山ガラスの活用提案

イ 情報化の推進及びイベントの実施事業

- ・ガラス工房30周年記念関連イベントの実施
- ・「ガラスフェスタ2025」の開催 10/4～5
- ・インターネットやSNSを活用した情報発信や販路拡大
- ・各種メディアを活用したイベント情報の積極的な提供

ウ 体験事業

- ・吹きガラス制作等体験事業延べ体験者数
14,589人（14,174人）

エ 富山市ガラス美術館との連携事業

- ・ガラス工房内ショップでの商品購入者に対し富山市ガラス美術館の観覧料金の割引を実施

報告第 2 5 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人富山市民文化事業団に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 公益目的事業

ア 文化振興事業の部

(ア) 市民文化振興事業委託

区 分	内 容
創 造 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ①大江千里ライブコンサート ②楽市楽座 ③ロマンスステージ牛島町で逢いまショー ④プラネライブ ⑤マームとジプシー「アンダーグラウンド」
普 及 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ①ウィークエンド・コンサート ②とやまジョイフルコンサート ③ミュージカルワークショップ ④コミュニティ・アーツ・ワークショップ ⑤とやまPCAMP ⑥富山・高校演劇ワークショップ ⑦季節の音階段管理運営 ⑧ガラスのまちづくり推進事業
提 供 事 業	<p>ア 主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ジャン・レノ ソロパフォーマンス「らくだ」 ②ル・コント「この世界に19文字の文章など存在しない」 ③Voctave (ヴォクターヴ) ④オーバード・キッズシアター「ムーンナイトサーカス」 ⑤すぐ死ぬんだから ⑥熱帯ジャズ楽団 ⑦庭劇団ペニノ「埋火」 ⑧オーバード・キッズシアター「ミノタウロスの皿」 ⑨ジャズ大名 ⑩ロイヤルコンサートヘボウ管弦楽団 金管五重奏団 ⑪ヨリミチマチネコンサート ⑫第37回富山市美術作家連合会展 ⑬桐朋特別演奏会 ⑭アーティスト・セッションTOYAMA <p>イ 共催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①YUCCO MILLER LIVE IN TOYAMA ②神田伯山講談会 ③越中ホール寄席
情 報 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ①アスネット事業（会員組織運営）

事業計画調査事業	①総合PR事業 ②次年度事業調査
芸術創造センター事業	①夏休みスタインウェイピアノ体験 ②とやま芸術パーク祭 ③利用団体活動紹介&体験会

(イ)その他

- ①越中八尾おわら風の盆 前夜祭—劇場版—
- ②KENTO MORI DREAM DANCE PROJECT

イ 管理運営の部

(ア) 富山市芸術文化ホール

区 分	使用日数 (日)	使用料収入額 (千円)
大 ホール	0	0
中 ホール	280	8,783
リハーサル室	0	0
ハイビジョンシアター	0	0
附属設備	—	9,301
合 計	—	18,084

※大ホールは、改修工事のため休館中

(イ) 富山市民芸術創造センター

区 分	使用件数 (件)	使用料収入額 (千円)
舞台稽古場	380	1,347
リハーサル室	480	2,093
大・中練習室	5,200	16,250
練習室	26,840	22,274
舞台美術製作室・アトリエ	310	326
研修室等	240	1,043
合 計	33,450	43,333

(2) 収益事業

ア 文化施設利便性向上事業

(ア) 自動販売機事業

(イ) 入場券取扱事業

(3) その他事業

ア 富山市芸術文化ホールを公益目的事業以外で貸与する事業

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1)經常収益			
①基本財産運用益	156,000	156,000	0
②事業収益	53,771,000	99,775,000	△46,004,000
③受取補助金等	236,918,000	243,060,000	△6,142,000
④受託料収入	676,594,000	786,302,000	△109,708,000
⑤雑収入	1,839,000	2,069,000	△230,000
經常収益計	969,278,000	1,131,362,000	△162,084,000
(2)經常費用			
①事業費	926,838,455	1,090,627,513	△163,789,058
②管理費	42,688,140	41,186,680	1,501,460
經常費用計	969,526,595	1,131,814,193	△162,287,598
当期經常増減額	△248,595	△452,193	203,598
当期一般正味財産増減額	△248,595	△452,193	203,598
一般正味財産期首残高	55,016,127	55,468,320	△452,193
一般正味財産期末残高	54,767,532	55,016,127	△248,595
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益	156,000	156,000	0
②一般正味財産への振替額	△156,000	△156,000	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	51,000,000	51,000,000	0
指定正味財産期末残高	51,000,000	51,000,000	0
III 正味財産期末残高	105,767,532	106,016,127	△248,595

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録(令和8年3月31日現在)

(単位 円)

区分	科 目	金 額	摘 要
資 産 の 部	1 流 動 資 産	261,336,233	普 通 預 金 257,267,784 現 金 560,000 未 収 金 3,508,449
	2 固 定 資 産	261,200,744	基 本 財 産 51,000,000 特 定 資 産 119,426,851 その他固定資産 90,773,893
	計	522,536,977	
	1 流 動 負 債	261,336,233	未 払 金 91,467,551 前 受 金 1,297,800 預 り 金 168,570,882
負 債 の 部	2 固 定 負 債	157,325,597	退職給付引当金 150,025,570 長期リース債務 7,300,027
	計	418,661,830	
正 味 財 産		103,875,147	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 普通預金	257,267,784	流動負債	1 未払金	91,467,551
	2 現金	560,000		2 前受金	1,297,800
	3 未収金	3,508,449		3 預り金	168,570,882
				計	261,336,233
			固定負債	1 退職給付引当金	150,025,570
				2 長期リース債務	7,300,027
		計		157,325,597	
	計	261,336,233		負債合計	418,661,830
固定資産	1 基本財産	51,000,000	正味財産の部		
	2 特定資産	119,426,851	区分	科 目	金 額
	3 その他固定資産	90,773,893	正味財産	1 指定正味財産	51,000,000
				(うち基本財産への充当額)	(51,000,000)
				2 一般正味財産	52,875,147
				計	103,875,147
	計	261,200,744		正味財産合計	103,875,147
	資産合計	522,536,977		負債・正味財産合計	522,536,977

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 基本財産運用益	173,579	173,733	△154
② 事業収益	99,167,027	70,875,427	28,291,600
③ 受取補助金等	234,386,056	247,327,322	△12,941,266
④ 受託料収入	708,599,637	743,979,188	△35,379,551
⑤ 雑収入	2,541,840	2,818,486	△276,646
經常収益計	1,044,868,139	1,065,174,156	△20,306,017
(2) 經常費用			
① 事業費	1,005,125,821	1,025,610,139	△20,484,318
② 管理費	39,729,934	40,271,383	△541,449
經常費用計	1,044,855,755	1,065,881,522	△21,025,767
当期經常増減額	12,384	△707,366	719,750
当期一般正味財産増減額	△264,932	△707,366	442,434
一般正味財産期首残高	53,140,079	53,847,445	△707,366
一般正味財産期末残高	52,875,147	53,140,079	△264,932
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	145,779	145,933	△154
② 一般正味財産への振替額	△173,579	△173,733	154
当期指定正味財産増減額	△27,800	△27,800	0
指定正味財産期首残高	51,027,800	51,055,600	△27,800
指定正味財産期末残高	51,000,000	51,027,800	△27,800
III 正味財産期末残高	103,875,147	104,167,879	△292,732

4 令和7年度事業報告

(1) 文化振興事業の部

(ア) 市民文化振興事業委託

区 分	内 容
創 造 事 業	①ギルバート・オサリバン ②大ホールクロージング記念公演Dancing Beethoven「踊れ!第九」 ③カムカムシアター ④楽市楽座 ⑤ACOUSTIC WAVE「夜明けの詩」
普 及 事 業	①ウィークエンド・コンサート ②ジョイフルコンサート ③ミュージカルワークショップ ④コミュニティ・アーツ・ワークショップ ⑤オーバード・ホール劇場ツアー ⑥とやまPCAMP ⑦誠實浴池 せいじつよくじょう ⑧スタインウェイピアノ体験 ⑨富山県高校演劇ワークショップ ⑩季節の音階段管理運営 ⑪ガラスのまちづくり推進事業
提 供 事 業	ア 主催事業 ①熊川哲也 K-BALLET TOKYO「白鳥の湖」 ②ヨリミチマチネコンサート ③新・純邦楽ユニット WASABI ④沖仁×大萩康司×小沼ようすけトリオ TRES ⑤オーバード・キッズシアター「ゆるっと狂言」「極・狂言」 ⑥オーバード・キッズシアター「めにみえないみみにしたい」 ⑦マリン・オルソップ指揮ポーランド国立放送交響楽団with角野隼斗 ⑧最後のドン・キホーテ THE LAST REMAKE of Don Quixote ⑨人形浄瑠璃 文楽 ⑩BLUE NOTE TOKYO ALL-STAR JAZZ ORCHESTRA ⑪新国立劇場 日韓合同公演「焼肉ドラゴン」 ⑫東京芸術劇場「飛び立つ前に」 ⑬第36回富山市美術作家連合会展 ⑭桐朋特別演奏会 イ 共催事業 ①ミュージカル「屋根の上のヴァイオリン弾き」 ②佐渡裕指揮 トーンキュンストラ管弦楽団ピアノ：反田恭平

	③越中ホール寄席 ④辻井伸行 三浦文彰 ARKフィルハーモニック ⑤大阪交響楽団ポップスオーケストラスペシャルコンサート ⑥ミュージカル「四月は君の嘘」 ⑦宝塚歌劇 星組公演 ウ 婦中ふれあい館事業 ①音楽の絵本 コンアモーレ
情報事業	①アスネット事業（会員組織運営）
事業計画調査事業	①総合PR事業 ②次年度事業調査
芸術創造センター事業	①夏休みスタインウェイピアノ体験 ②開館30周年アニバーサリーイベント ③トヤマ・パフォーミングアーツ・フェスティバル ④利用団体活動紹介&体験会

入場者数 46,107人（令和6年度 49,640人）

(1) その他

- ①越中八尾おわら風の盆 前夜祭—劇場版—
- ②TOYAMAから世界への舞台芸術発信事業

(2) 管理運営の部

ア 富山市芸術文化ホール

※（）内は令和6年度実績

区分	使用日数（日）	使用料収入額（円）	入場者数（人）
大ホール	137 (152)	23,148,300 (37,138,080)	125,424 (138,901)
リハーサル室	82 (64)	195,620 (513,500)	—
ハイビジョンシアター	92 (119)	448,900 (509,810)	2,594 (3,196)
大ホール 附属設備	—	10,269,300 (13,308,650)	—
中ホール	193 (200)	7,476,510 (8,317,770)	42,241 (46,959)
ウォーミング アップ室	15 (8)	232,370 (205,010)	268 (103)
楽屋・ホワイエ	31 (10)	828,840 (650,460)	798 (250)
練習室	76 (67)	193,110 (246,430)	254 (244)

音楽鑑賞室	11 (8)	81,480 (72,330)	73 (79)
中ホール 附属設備	—	9,502,720 (9,903,860)	—
合計	—	52,377,150 (70,865,900)	171,652 (189,732)

大ホール稼働率 79.2% (令和6年度 63.6%)

中ホール稼働率 69.9% (令和6年度 71.2%)

イ 富山市民芸術創造センター

※ () 内は令和6年度実績

区分	使用件数 (件)	使用料収入額 (円)	利用者数 (人)
舞台稽古場	344 (206)	1,707,300 (1,057,700)	18,633 (12,682)
リハーサル室	489 (300)	2,601,700 (1,711,400)	22,865 (18,359)
大・中練習室	4,983 (5,204)	15,769,200 (16,880,700)	92,713 (103,057)
練習室	28,355 (26,763)	23,468,200 (22,857,300)	56,806 (50,401)
舞台美術製作室・アトリエ	173 (311)	241,300 (340,600)	1,484 (1,318)
研修室等	225 (192)	849,900 (1,242,800)	790 (938)
合計	34,569 (32,976)	44,637,600 (44,090,500)	193,291 (186,755)

施設稼働率 87.5% (令和6年度 87.8%)

報告第 2 6 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、富山市土地開発公社に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 用地取得

その他の公有用地 293,175千円

(2) 用地処分

道路用地 435.02㎡ 162,030千円

2 令和8年度予算

(1) 収益的収入及び支出 (単位 千円)

区分	科目	金額	摘要
収 入	1 事業収益	164,450	公有用地売却収益等
	2 事業外収益	357	預金利息
	計	164,807	
支 出	1 事業原価	162,030	公有用地売却原価
	2 販売費及び一般管理費	1,460	経費
	計	163,490	

(2) 資本的収入及び支出 (単位 千円)

区分	科目	金額	摘要
収 入	1 長期借入金	4,377,578	
	2 短期借入金	293,175	
	計	4,670,753	
支 出	1 公有地取得事業費	349,566	
	2 長期借入金償還金	4,033,496	
	3 短期借入金償還金	293,175	
	計	4,676,237	

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,484千円は、当年度分損益勘定留保資金5,484千円で補填する。

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科目	金額	摘要
資産の部	1 流動資産	4,372,229,378	普通預金 167,151,672 定期預金 15,000,000 公有用地 4,190,040,676 事業未収金 37,030
	2 固定資産	0	
	計	4,372,229,378	
負債の部	1 流動負債	141,214,418	事業未払金 141,187,138 その他未払金 27,280
	2 固定負債	4,033,495,016	長期借入金
	計	4,174,709,434	
正味財産		197,519,944	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 普通預金	167,151,672	流動負債	1 事業未払金	141,187,138
	2 定期預金	15,000,000		2 その他未払金	27,280
	3 公有用地	4,190,040,676		計	141,214,418
	4 事業未収金	37,030	固定負債	長期借入金	4,033,495,016
				計	4,033,495,016
	計	4,372,229,378	負債合計		4,174,709,434
固定資産			資 本 の 部		
			区分	科 目	金 額
			資本金	基本財産	15,000,000
				計	15,000,000
			準備金	1 前期繰越準備金	181,190,619
				2 当期純利益	1,329,325
				計	182,519,944
計	0	資本合計		197,519,944	
資産合計	4,372,229,378	負債・資本合計		4,372,229,378	

(3) 損益計算書 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位 円)

科 目	金 額	
事 業 収 益		32,507,814
公有地取得事業収益	30,180,794	
附帯等事業収益	2,327,020	
事 業 原 価		30,080,794
公有地取得事業原価	30,080,794	
事 業 総 利 益		2,427,020
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,132,010
事 業 損 失		2,704,990
事 業 外 収 益		4,034,315
受 取 利 息	357,675	
運 営 費 補 助 金	3,676,640	
経 常 利 益		1,329,325
当 期 純 利 益		1,329,325

4 令和 7 年度事業報告

(1) 用地取得

(ア) 道 路 用 地		9,486,384円
合 計		9,486,384円

(2) 用地処分

(ア) 道 路 用 地	17.66㎡	4,320,921円
(イ) その他の公有用地	1,425.00㎡	25,759,873円
合 計	1,442.66㎡	30,080,794円

報告第 2 7 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人富山市生活環境サービスに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の実施計画

ア 環境保全事業（公益目的事業）

（ア）集合排水処理施設の維持管理

（イ）個別排水処理施設の維持管理

（ウ）し尿の収集運搬

イ 施設の維持管理事業等（収益事業）

（ア）処理施設に関する受託業務

（イ）雨水排水柵の清掃

（ウ）貯水槽の清掃

（エ）公衆トイレの維持管理

2 令和8年度予算

(単位 千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	213	213	0
② 特定資産運用益	1,802	1,769	33
③ 事業収益	280,134	267,979	12,155
・ 環境保全事業収益	235,148	225,054	10,094
・ 施設維持管理事業収益	44,986	42,925	2,061
④ 受取補助金	114,606	110,040	4,566
・ 受取し尿収集運搬事業補助金	86,632	83,244	3,388
・ 受取管理費補助金	27,974	26,796	1,178
⑤ 雑収益	1,432	746	686
経常収益計	398,187	380,747	17,440
(2) 経常費用			
① 事業費	369,344	358,809	10,535
② 管理費	5,134	5,191	△57
経常費用計	374,478	364,000	10,478
当期経常増減額	23,709	16,747	6,962
2. 経常外増減の部			
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	23,709	16,747	6,962
一般正味財産期首残高	432,921	415,503	17,418
一般正味財産期末残高	456,630	432,250	24,380
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	55,000	55,000	0
指定正味財産期末残高	55,000	55,000	0
III 正味財産期末残高	511,630	487,250	24,380

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要	
資産の部	1 流動資産	136,294,269	現金・預金	59,729,419
			有価証券	30,000,000
			未収金	45,411,610
			前払金	1,095,240
			立替金	58,000
資産の部	2 固定資産	448,981,715	基本財産	55,000,000
			特定資産	251,783,074
			その他固定資産	142,198,641
	計	585,275,984		
負債の部	1 流動負債	47,146,037	未払金	25,367,981
			未払消費税	4,959,600
			未払法人税等	81,000
			前受金	13,200
			預り金	1,145,647
			賞与引当金	15,578,609
負債の部	2 固定負債	46,783,074	退職給付引当金	
	計	93,929,111		
	正味財産	491,346,873		

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	59,729,419	流動負債	1 未払金	25,367,981
	2 有価証券	30,000,000		2 未払消費税	4,959,600
	3 未収金	45,411,610		3 未払法人税等	81,000
	4 前払金	1,095,240		4 前受金	13,200
	5 立替金	58,000		5 預り金	1,145,647
				6 賞与引当金	15,578,609
			計	47,146,037	
			負債	退職給付引当金	46,783,074
		負債	計	46,783,074	
	計	136,294,269	負債合計	93,929,111	
固定資産	1 基本財産	55,000,000	正味財産の部		
	2 特定資産	251,783,074	区分	科 目	金 額
	3 その他固定資産	142,198,641	正味財産	1 指定正味財産 (うち基本財産への充当額)	55,000,000 (55,000,000)
				2 一般正味財産 (うち特定資産への充当額)	436,346,873 (205,000,000)
				計	491,346,873
		計	448,981,715	正味財産合計	491,346,873
	資産合計	585,275,984	負債・正味財産合計	585,275,984	

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	213,290	213,290	0
② 特定資産運用益	1,770,294	964,759	805,535
③ 事業収益	281,904,237	260,690,926	21,213,311
④ 受取補助金	111,175,079	110,781,100	393,979
⑤ 雑収益	1,073,124	663,235	409,889
経常収益計	396,136,024	373,313,310	22,822,714
(2) 経常費用			
① 事業費	372,415,295	363,783,091	8,632,204
② 管理費	5,131,596	4,960,284	171,312
経常費用計	377,546,891	368,743,375	8,803,516
当期経常増減額	18,589,133	4,569,935	14,019,198
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 固定資産売却益	1,664,929	0	1,664,929
経常外収益計	1,664,929	0	1,664,929
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	1,664,929	0	1,664,929
税引前当期一般正味財産増減額	20,254,062	4,569,935	15,684,127
法人税・住民税及び事業税	81,000	81,000	0
当期一般正味財産増減額	20,173,062	4,488,935	15,684,127
一般正味財産期首残高	416,173,811	411,684,876	4,488,935
一般正味財産期末残高	436,346,873	416,173,811	20,173,062
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	55,000,000	55,000,000	0
指定正味財産期末残高	55,000,000	55,000,000	0
III 正味財産期末残高	491,346,873	471,173,811	20,173,062

4 令和7年度事業報告

(1) 環境保全事業（公益目的事業）

ア 集合排水処理施設の維持管理

(ア) 農業集落排水施設 針原西部地区 外19施設

(イ) 地域し尿処理施設 新保地区 外1施設

イ 個別排水処理施設の維持管理

保守点検契約基数 547基

浄化槽汚泥引抜量 2,758kl

産廃汚泥引抜量 108kl

ウ し尿の収集運搬

汲取基数 6,856基

汲取量 2,073kl

(2) 施設の維持管理事業等（収益事業）

ア 処理施設に関する受託業務

イ 雨水排水柵の清掃 1,217か所

ウ 貯水槽の清掃 5施設

エ 公衆トイレの維持管理 70か所

報告第 28 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

1 令和8年度事業計画

富山市から指定管理者の指定を受けている施設の管理運営並びに利用者の健康な心身の維持増進に寄与するため、各種事業を実施する。

(1)富山市大沢野健康福祉センター

施設機能を活用した健康づくりと介護予防の充実強化に努める。

(2)富山市大沢野老人福祉センター

施設利用者に快適でゆとりある施設環境の提供に努める。

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	49,000	2,000	47,000
② 事業収益	126,432,000	126,471,000	△39,000
③ 受取受託金	106,032,000	103,881,000	2,151,000
④ 受取補助金等	124,224,000	113,170,000	11,054,000
⑤ 雑収益	172,000	172,000	0
経常収益計	356,909,000	343,696,000	13,213,000
(2) 経常費用			
① 事業費	326,876,000	318,255,000	8,621,000
② 管理費	30,033,000	25,441,000	4,592,000
経常費用計	356,909,000	343,696,000	13,213,000
当期経常増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	9,102,144	8,645,757	456,387
一般正味財産期末残高	9,102,144	8,645,757	456,387
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	49,000	2,000	47,000
② 一般正味財産への振替額	△49,000	△2,000	△47,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	39,102,144	38,645,757	456,387

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1)財産目録（令和8年3月31日現在）

（単位 円）

区分	科目	金額	摘要
資産の部	1 流動資産	74,174,063	現金・預金 69,252,694
			未収金 4,859,999
			前払金 61,370
	2 固定資産	50,427,511	基本財産 30,000,000
特定資産 14,389,651			
その他固定資産 6,037,860			
	計	124,601,574	
負債の部	1 流動負債	68,884,419	未払金 36,153,812
			前受金 29,223,684
			控除預り金 947,823
			預り金 539,400
			未払法人税等 1,306,700
			未払消費税等 713,000
	2 固定負債	14,389,651	退職給付引当金
	計	83,274,070	
	正味財産	41,327,504	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資産の部			負債の部		
区分	科目	金額	区分	科目	金額
流動資産	1 現金・預金	69,252,694	流動負債	1 未払金	36,153,812
	2 未収金	4,859,999		2 前受金	29,223,684
	3 前払金	61,370		3 控除預り金	947,823
				4 預り金	539,400
				5 未払法人税等	1,306,700
				6 未払消費税等	713,000
				計	68,884,419
				負債定	退職給付引当金
				計	14,389,651
	計	74,174,063		負債合計	83,274,070
固定資産	1 基本財産	30,000,000	正味財産の部		
	2 特定資産	14,389,651	区分	科目	金額
	3 その他固定資産	6,037,860	正味財産	1 指定正味財産	30,000,000
				2 一般正味財産 (うち特定資産への充当額)	11,327,504 (14,389,651)
				計	41,327,504
	計	50,427,511		正味財産合計	41,327,504
	資産合計	124,601,574		負債・正味財産合計	124,601,574

(3)正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1)經常収益			
①基本財産運用益	48,696	510	48,186
②事業収益	133,066,011	109,786,148	23,279,863
③受取受託金	103,924,320	111,537,000	△7,612,680
④受取補助金等	114,411,536	104,233,622	10,177,914
⑤雑収益	339,487	241,834	97,653
經常収益計	351,790,050	325,799,114	25,990,936
(2)經常費用			
①事業費	322,218,330	297,955,267	24,263,063
②管理費	27,332,366	27,610,854	△278,488
經常費用計	349,550,696	325,566,121	23,984,575
当期經常増減額	2,239,354	232,993	2,006,361
經常外増減の部			
(1)經常外収益			
固定資産売却益	0	223,396	△223,396
經常外収益計	0	223,396	△223,396
(2)經常外費用			
固定資産減損損失	13,994	2	13,992
經常外費用計	13,994	2	13,992
当期經常外増減額	△13,994	223,394	△237,388
当期一般正味財産増減額	2,225,360	456,387	1,768,973
一般正味財産期首残高	9,102,144	8,645,757	456,387
一般正味財産期末残高	11,327,504	9,102,144	2,225,360
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益	48,696	510	48,186
②一般正味財産への振替額	△48,696	△510	△48,186
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	41,327,504	39,102,144	2,225,360

4 令和7年度事業報告

(1)大沢野健康福祉センターの利用状況

ア 利用者数

(単位 人)

区分		大人	中人	小人	幼児	計
会員	ウェルネス会員	92,889	0	0	0	92,889
	ヘルシー会員	98,991	409	877	0	100,277
	法人会員	27,949	0	0	0	27,949
	会員計	219,829	409	877	0	221,115
一般	ビジター利用	23,157	1,307	14,280	6,811	45,555
	入浴利用	13,693	0	661	0	14,354
	一般計	36,850	1,307	14,941	6,811	59,909
総計		256,679	1,716	15,818	6,811	281,024

イ 利用料収入

(単位 円)

区分	大人	中人	小人	幼児	計
ビジター	35,946,970	1,399,300	9,082,680	3,193,280	49,622,230
入浴	8,764,860	0	241,870	0	9,006,730
小計	44,711,830	1,399,300	9,324,550	3,193,280	58,628,960
個人会員					51,488,580
法人会員					7,685,000
その他					3,291,120
総計					121,093,660

(2)大沢野老人福祉センターの利用状況 (単位 人・円)

利用者数	使用料等収入額
29,446	1,295,700

報告第 29 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人富山市シルバー人材センターに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の基本計画

- ア 積極的な広報戦略（組織的な広報活動）の実施
- イ 会員数の増強
- ウ 受注の拡大
- エ 派遣事業の拡大
- オ 独自事業の推進
- カ 安全・適正就業の徹底
- キ 研修の充実
- ク 女性会員の活躍の推進
- ケ デジタル化の推進と事務効率の向上
- コ 財政の健全化と経営改善
- サ 包括的契約への移行

(2) 事業の実施計画

ア 会 員 数	1,780人
イ 受 注 件 数	13,565件
ウ 就業延日人員	152,000人日
エ 契 約 金 額	900,033,000円

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1)經常収益			
①受託事業収益	432,926,000	641,000,000	△208,074,000
②包括的契約に係る収益	23,500,000	0	23,500,000
③労働者派遣事業等受託収益	19,720,000	25,211,000	△5,491,000
④職業紹介事業受託収益	1,000	1,000	0
⑤受取会費	3,733,000	3,733,000	0
⑥受取補助金等	92,461,000	101,264,000	△8,803,000
⑦受取補助金等振替額	5,558,000	5,637,000	△79,000
⑧受取寄付金	1,000,000	1,000,000	0
⑨基本財産運用益	13,000	1,000	12,000
⑩特定資産運用益	8,000	4,000	4,000
⑪雑収益	240,000	215,000	25,000
經常収益計	579,160,000	778,066,000	△198,906,000
(2)經常費用			
①事業費	552,026,000	759,327,000	△207,301,000
②管理費	26,734,000	28,388,000	△1,654,000
經常費用計	578,760,000	787,715,000	△208,955,000
当期經常増減額	400,000	△9,649,000	10,049,000
当期一般正味財産増減額	400,000	△9,649,000	10,049,000
一般正味財産期首残高	89,300,000	95,600,000	△6,300,000
一般正味財産期末残高	89,700,000	85,951,000	3,749,000
II 指定正味財産増減の部			
①受取補助金等	△5,558,000	△5,637,000	79,000
当期指定正味財産増減額	△5,558,000	△5,637,000	79,000
指定正味財産期首残高	104,371,000	110,008,000	△5,637,000
指定正味財産期末残高	98,813,000	104,371,000	△5,558,000
III 正味財産期末残高	188,513,000	190,322,000	△1,809,000

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要
資産 の部	1 流 動 資 産	80,833,963	現金・預金 21,634,769 未収金 58,528,334 立替金 2,000 前払金 668,860
	2 固 定 資 産	234,692,688	基本財産 10,000,000 特定資産 205,495,209 その他固定資産 19,197,479
	計	315,526,651	
負債 の部	1 流 動 負 債	85,876,187	未払金 55,829,767 前受金 17,009,596 仮受金 4,320,784 リース債務 2,770,680 賞与引当金 5,945,360
	2 固 定 負 債	24,928,187	退職給付引当金 15,923,477 リース債務 9,004,710
	計	110,804,374	
	正味財産	204,722,277	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	21,634,769	流動負債	1 未払金	55,829,767
	2 未収金	58,528,334		2 前受金	17,009,596
	3 立替金	2,000		3 仮受金	4,320,784
	4 前払金	668,860		4 リース債務	2,770,680
				5 賞与引当金	5,945,360
	計	80,833,963		計	85,876,187
固定資産	1 基本財産	10,000,000	負債 固定	1 退職給付引当金	15,923,477
	2 特定資産	205,495,209		2 リース債務	9,004,710
	3 その他固定資産	19,197,479		計	24,928,187
			負債合計		110,804,374
			正味財産の部		
			区分	科 目	金 額
			正味財産	1 指定正味財産	104,371,732
				(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)
				(うち特定資産への充当額)	(94,371,732)
				2 一般正味財産	100,350,545
		(うち特定資産への充当額)	(95,200,000)		
		計	204,722,277		
計	234,692,688	正味財産合計		204,722,277	
資産合計		315,526,651	負債・正味財産合計		315,526,651

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 受託事業収益	640,323,263	635,154,168	5,169,095
② 独自事業収益	7,727,357	14,949,529	△7,222,172
③ 労働者派遣事業等受託収益	22,642,725	21,998,131	644,594
④ 職業紹介事業受託収益	41,827	0	41,827
⑤ 受取会費	3,501,400	3,586,600	△85,200
⑥ 受取補助金等	96,943,503	103,751,448	△6,807,945
⑦ 受取補助金等振替額	5,636,687	5,636,687	0
⑧ 受取寄付金	1,125,000	1,050,000	75,000
⑨ 基本財産運用益	12,500	200	12,300
⑩ 特定資産運用益	86,873	1,494	85,379
⑪ 雑収益	78,191	56,999	21,192
經常収益計	778,119,326	786,185,256	△8,065,930
(2) 經常費用			
① 事業費	752,069,248	759,868,930	△7,799,682
② 管理費	24,641,277	27,352,666	△2,711,389
經常費用計	776,710,525	787,221,596	△10,511,071
当期經常増減額	1,408,801	△1,036,340	2,445,141
当期一般正味財産増減額	1,408,801	△1,036,340	2,445,141
一般正味財産期首残高	98,941,744	99,978,084	△1,036,340
一般正味財産期末残高	100,350,545	98,941,744	1,408,801
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	△5,636,687	△5,636,687	0
当期指定正味財産増減額	△5,636,687	△5,636,687	0
指定正味財産期首残高	110,008,419	115,645,106	△5,636,687
指定正味財産期末残高	104,371,732	110,008,419	△5,636,687
III 正味財産期末残高	204,722,277	208,950,163	△4,227,886

4 令和7年度事業報告

(1) 会 員 数

1,723人

(2) 事 業 実 績

区 分	受注件数(件)	就業延人員(人日)	契約金額(円)
受託・独自事業	12,068	130,907	648,050,620
労働者派遣事業	447	35,866	232,688,848
合 計	12,515	166,773	880,739,468

報告第 3 0 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人富山市スポーツ協会に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 市指定管理施設

東富山体育館 市民球場 北部プール
東富山運動広場 北部錬成館 運動広場
庭球場 屋内ゲートボール場 大山社会体育施設
野外教育活動センター 花木体育センター 八尾スポーツアリーナ

(2) 県指定管理施設

県営富山武道館

(3) スポーツの普及振興事業

ア 生涯スポーツの推進に関する事業

イ 競技力向上に関する事業

ウ スポーツ施設等を活用した各種事業と効率的な管理運営

2 令和8年度予算

(単位 千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 基本財産運用益	3,331	4,177	△ 846
② 特定資産運用益	925	843	82
③ 受取会費	2,745	2,745	0
④ 事業収益	326,268	474,470	△ 148,202
⑤ 受取補助金等	347,810	412,328	△ 64,518
⑥ 受取負担金	150	206	△ 56
⑦ 雑収益	0	835	△ 835
經常収益計	681,229	895,604	△ 214,375
(2) 經常費用			
① 事業費	634,000	839,628	△ 205,628
② 管理費	52,564	56,516	△ 3,952
經常費用計	686,564	896,144	△ 209,580
当期經常増減額	△ 5,335	△ 540	△ 4,795
当期一般正味財産増減額	△ 5,335	△ 540	△ 4,795
一般正味財産期首残高	279,831	268,381	11,450
一般正味財産期末残高	274,496	267,841	6,655
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産受取利息	1,495	1,865	△ 370
② 一般正味財産への振替額	△ 1,495	△ 1,865	370
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	207,700	207,700	0
指定正味財産期末残高	207,700	207,700	0
III 正味財産期末残高	482,196	475,541	6,655

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要	
資産の部	1 流 動 資 産	189,390,405	現金・預金	168,574,782
			未 収 金	15,310,561
			立 替 金	235,954
			前 払 金	5,184,078
資産の部	2 固 定 資 産	690,699,569	貯 蔵 品	85,030
			基 本 財 産	403,577,602
			特 定 資 産	281,577,932
			その他固定資産	5,544,035
	計	880,089,974		
負債の部	1 流 動 負 債	135,269,174	未 払 金	127,438,450
			預 り 金	5,445,496
			前 受 金	1,536,600
			リ ー ス 債 務	848,628
負債の部	2 固 定 負 債	261,790,089	退職給付引当金	261,577,932
			リ ー ス 債 務	212,157
	計	397,059,263		
	正 味 財 産	483,030,711		

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	168,574,782	流動負債	1 未払金	127,438,450
	2 未収金	15,310,561		2 預り金	5,445,496
	3 立替金	235,954		3 前受金	1,536,600
	4 前払金	5,184,078		4 リース債務	848,628
	5 貯蔵品	85,030		計	135,269,174
				負債固定	1 退職給付引当金
				2 リース債務	212,157
				計	261,790,089
				負債合計	397,059,263
	計	189,390,405	正味財産の部		
固定資産	1 基本財産	403,577,602	区分	科 目	金 額
	2 特定資産	281,577,932	正味財産	1 指定正味財産 (うち基本財産への充当額)	207,700,000 (207,700,000)
	3 その他固定資産	5,544,035		2 一般正味財産 (うち基本財産への充当額) (うち特定資産への充当額)	275,330,711 (195,877,602) (20,000,000)
				計	483,030,711
				正味財産合計	483,030,711
	計	690,699,569	負債・正味財産合計	880,089,974	
	資産合計	880,089,974			

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	4,397,167	3,844,788	552,379
② 特定資産運用益	939,106	728,735	210,371
③ 受取会費	2,745,000	2,740,000	5,000
④ 事業収益	444,921,810	650,802,801	△205,880,991
⑤ 受取補助金等	401,182,695	407,134,754	△5,952,059
⑥ 受取負担金	202,584	209,433	△6,849
⑦ 雑収益	0	13,600	△13,600
経常収益計	854,388,362	1,065,474,111	△211,085,749
(2) 経常費用			
① 事業費	767,431,133	982,502,778	△215,071,645
② 管理費	59,336,900	52,312,618	7,024,282
③ 退職給付費用	17,607,847	15,134,676	2,473,171
④ 減価償却費	3,749,003	5,448,130	△1,699,127
経常費用計	848,124,883	1,055,398,202	△207,273,319
当期経常増減額	6,263,479	10,075,909	△3,812,430
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 雑収益	223,496	1,660	221,836
経常外収益計	223,496	1,660	221,836
(2) 経常外費用			
① 固定資産除去損	2,952,822	2	2,952,820
経常外費用計	2,952,822	2	2,952,820
当期経常外増減額	△2,729,326	1,658	△2,730,984
当期一般正味財産増減額	3,534,153	10,077,567	△6,543,414
一般正味財産期首残高	271,796,558	261,718,991	10,077,567
一般正味財産期末残高	275,330,711	271,796,558	3,534,153
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	2,019,058	1,531,482	487,576
一般正味財産への振替額	△2,019,058	△1,531,482	△487,576
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	207,700,000	207,700,000	0
指定正味財産期末残高	207,700,000	207,700,000	0
III 正味財産期末残高	483,030,711	479,496,558	3,534,153

4 令和7年度事業報告

(1) 生涯スポーツの推進に関する事業

ア 各種スポーツの普及啓発事業の実施

(ア) スポーツイベント開催事業

開催月日	会 場	事 業 名	参加者人数(人)
4月 6日	環水公園～呉羽山～富山市役所	さくらウオーク2025	747
5月24日	総合体育館	はじめてのウオーキング	16
6月15日	親水広場～岩瀬カナル会館	富岩運河WALK&RAIL	72
7月・9月・10月	体育文化センター他	第24回市民スポーツ・レクリエーション祭	533
10月13日	ファミリーパーク周辺	呉羽丘陵ウオーク	236
11月 8日	体育文化センター	ウオーキングサポーター講習会	20
12月 7日	環水公園～城址公園～富山駅南口	まちなか探訪ウオーク	109
2月28日	体育文化センター	ウオーキングリーダースキルアップ研修会	15
2月28日 3月 1日	体育文化センター	ウオーキングリーダー養成講習会	24
通 年	ニュースポーツ用具貸出 239件		
通 年	ニュースポーツ講習会 1団体 6人		
通 年	ウオーキング指導者育成制度 登録者62人		
通 年	スポきょうウオーキングイベント 19回697人		

(イ) 各世代の体力づくり事業

開催月日	会 場	事 業 名	参加者人数(人)
5月・6月	総合体育館	[中年期]女性ヘルシーセミナー	45
5月～3月	2000年体育館他	[子ども]おやこで運動あそび	198
5月～12月	体育文化センター他	[高齢期]スマイル元気セミナー	22
6月～7月・1月～2月	受講者自宅	[中年期]オンラインレッスン	20
6月22日	体育文化センター	[子ども]こども運動あそびセミナー	中止
6月・2月	体育文化センター	[子ども]こども運動あそびプログラム	227
6月～3月	呉羽会館	[高齢期]長寿健康教室(シニアライフ講座)	20

開催月日	会 場	事 業 名	参加者人数(人)
7月・11月	総合体育館他	[高齢期]高齢期の健康体カづくり指導者講習会	81
9月～11月	屋内競技場	[中年期]大人の部活(ランニング部)	31
11月15日	体育文化センター	[子ども]こども運動指導者講習会	22
1月18日	立山山麓スキー場	[子ども]子どもスキー教室	44
2月 8日	立山山麓スキー場	[子ども]子どもスノーボード教室	28
通 年	総合体育館他	[中年期]体成分測定会	2,428
通 年	運動指導者登録制度(子ども・高齢期)		12
通 年	[中年期]企業健康経営サポート事業		786
通 年	[ユニバーサルなスポーツの推進]さくらウオーク他		45

(ウ) 広報事業

開催月日	名 称	部数
6 月	記録誌「ホップ・ステップ・ジャンプ」	ホームページ掲載
9月・2月	広報紙「みんないけ！スポきょう」	年2回 計17,600
3 月	スポーツクラブ案内誌「Active+Book」	4,000
	所報「野外教育活動センター」	800
通 年	ホームページによる情報発信・SNSを活用した事業案内等	
通 年	地域コミュニティ誌や新聞広告等を活用した情報発信	
通 年	デジタルコンテンツを活用した取組	

イ 各種スポーツ活動の指導者育成事業

開催月日	会 場	事 業 名	参加者人数(人)
6月～2月	体育文化センター他	スポーツ実技指導講習会(4回)	65
4月～12月	2000年体育館他	救命講習会(4回)	69
通 年	各 会 場	スポーツ指導者派遣事業	179
通 年	小学校・幼稚園	運動・スポーツ指導員派遣事業	65件130

※派遣事業の参加者人数(人)については派遣人数(人)

ウ スポーツに関する調査・研究

継続的な測定会の実施や各種会議に出席し情報を収集

エ 各種スポーツ団体の育成と相互の連携・協働の推進

(ア) 加盟団体との連携を深める各委員会・団体長会議の開催

開催月日	会 場	事 業 名	参加者人数(人)
4月22日	総合体育館	競技スポーツ委員会	39
4月23・24日	総合体育館他	地域・健康スポーツ委員会	86
6月17日	とやま自遊館	地区・校区団体長会議	82

(イ) 加盟団体主催事業に係る各種助成事業

加盟団体振興事業、スポーツイベント、ウォーキングイベント事業等の開催に対し、延べ241件の助成

オ 各種スポーツ団体の功労者・優秀選手の表彰

開催月日	表彰区分	対 象	対象者(人)
5月31日 8月下旬 1月14日	スポーツ功労者表彰	スポーツ功労者	5
	感 謝 状		11
	特別優秀選手及び 特別優秀指導者表彰	優秀選手・指導者	18
	優秀選手及び優秀指導者表彰		9
	マスターズ優勝選手表彰		2
	県スポ優勝選手及び監督表彰 (ジュニア)		251

(2) 競技力向上に関する事業

ア スポーツ選手の育成強化

(ア) ジュニアアスリート育成事業

事 業 名	内 容
ジュニア競技力向上受託事業	基本強化、県スポ強化など25種目実施
優秀選手・指導者招聘受託事業	5月10日～8月12日：フェンシング 中央大学・杉並フェンシングクラブ コーチ 久保田 智治氏他5名
野球教室&いのちの教室	9月28日：胸骨圧迫の学習と野球教室 (一社)アスリートセーブジャパン 副島 孔太氏
ジュニアアスリートトレーニングプログラム	10月～1月：中学生を対象とした基礎的能力を身につけるトレーニングプログラム 株式会社アルプス 油谷 信隆氏他
ジュニアアスリートコンディショニングセミナー	11月30日 パフォーマンス向上を目指して自分の体を整えるセミナー (一社)日本コンディショニング協会 会長 有吉 与志恵氏
ジュニアアスリート指導者研修会	1月24日：ジュニアアスリートの傷害予防 国立スポーツ科学センター 寶崎 加那絵 氏

(イ) 競技イベント開催事業

開催月日	会 場	事 業 名	参加者人数(人)
4月～2月	総合体育館他	第21回富山市民スポーツ大会	8,743
6月～12月	市内小中学校22校	ドリームアスリート交流事業 村上 英士朗氏他5名	3,572
7月～8月	屋内競技場他	アスリートチャレンジキャンプ 福島 聖氏他3名	27
1月1～12日	2000年体育館他	新春スポーツ練習始め	1,581

(ウ) 全国大会等激励奨励事業

事 業 名	内 容
全国大会等激励奨励事業	国際大会出場選手や優秀な成績を収めた選手等に対して激励奨励
県民スポーツ大会出場各種助成事業	県スポに出場する選手に対する強化事業や派遣補助事業
各種壮行会・報告会	国民スポーツ大会壮行会 103名

(3) スポーツ施設等を活用した各種事業と効率的な管理運営

ア スポーツ教室等の開催

(ア) スポーツ教室やイベント等の開催

施 設 名	区分	教室数	実施回数(回)	延べ受講人数(人)
東富山温水プール	教室	1	15	269
	イベント	2	2	67
野外教育活動センター	イベント	24	24	1,400
水橋会館	セミナー	4	110	1,396
合 計		31	151	3,132

(イ) いきいきスポーツの日事業

開催月日	施 設 名	実 施 内 容	参加者人数(人)
10月13日	東富山体育館 その他16施設	ヨガ体験、無料開放等 23 事業	1,360

イ 総合型スポーツクラブ運営事業

クラブ名	施設名	区分	コース数	実施回数(回)	受講人数(人)
東 富 山 スポーツクラブ	東富山体育館 東富山運動広場	スクール	14	442	8,444
		サークル	10	596	8,371
		セミナー	3	13	234
		イベント	5	5	228
2000年 スポーツクラブ	2000年体育館	スクール	8	288	7,368
		サークル	18	1,103	12,452
		セミナー	6	28	689
		イベント	6	4	173
み な み スポーツクラブ	体育文化センター	スクール	15	523	8,425
		サークル	18	844	8,750
		セミナー	3	36	587
		イベント	4	4	221
武道学園	県営富山武道館 北部錬成館 水橋錬成館	スクール	11	717	10,533
		レッスン	4	173	3,602
		イベント	6	7	696
		チャンプ	4	318	3,572
スポール おおやまクラブ	大山総合 体育センター	スクール	14	504	5,859
		セミナー	1	16	241
		イベント	2	2	55
アルペン スポーツクラブ	市民球場	スクール	15	532	11,691
		セミナー	1	6	33
		イベント	8	8	379
		チャンプ	2	210	2,903
YAKIYAMA スポーツクラブ	屋内競技場	スクール	9	330	3,482
		サークル	1	47	583
		セミナー	7	41	415
		イベント	5	4	163
合 計			200	6,801	100,149

ウ スポーツ施設等運営事業

(ア) 市スポーツ施設等の利用状況

施設名	利用人員（人）	使用料等収入額（円）
総合体育館	78,824	15,713,050
東富山体育館	49,569	3,181,210
市民球場	115,169	11,752,420
体育文化センター	80,659	7,619,580
2000年体育館	68,998	3,190,490
東富山温水プール	18,078	1,179,390
北部プール	9,304	150,530
東富山運動広場	31,949	2,548,210
北部錬成館	5,171	—
運動広場等	23,506	—
庭球場	17,681	1,562,140
屋内ゲートボール場	8,367	613,910
大山社会体育施設	52,008	4,647,950
野外教育活動センター	9,485	385,240
屋内競技場	70,049	6,294,980
花木体育センター	30,506	—
3x3バスケットボールコート	1,431	335,830
合計	670,754	59,174,930

(イ) 県営体育施設の利用状況

施設名	利用人員（人）	使用料等収入額（円）
県営富山武道館	38,539	3,283,365

エ 観るスポーツ

開催月日	施設名	内 容	入場者数(人)
4月 6日	総合体育館	令和7年度春巡業 大相撲富山場所	4,000
5月11日	市民球場	日本海リーグ 富山GRNサンダーバーズvs石川ミリオンスターズ	500
5月27日	市民球場	セントラル・リーグ公式戦 読売ジャイアンツvs広島東洋カープ	19,747
6月11日	市民球場	NPB交流戦 富山GRNサンダーバーズvs阪神タイガース(ファーム)	2,231
7月20日	市民球場	日本海リーグ 富山GRNサンダーバーズvs石川ミリオンスターズ	100
7月21日	市民球場	日本海リーグ 富山GRNサンダーバーズvs滋賀ハイジャンプス	260
8月30日	市民球場	日本海リーグ 富山GRNサンダーバーズvs滋賀ハイジャンプス	230
8月31日	市民球場	日本海リーグ 富山GRNサンダーバーズvs石川ミリオンスターズ	250
9月15日	市民球場	日本海リーグ 富山GRNサンダーバーズvs石川ミリオンスターズ	455

(4) 法人運営について

ア 諸会議開催事業

会議名	開 催 月 日	回数
理 事 会	5月16日、5月31日、1月14日、3月19日、 6月17日(決議の省略)	5
評 議 員 会	5月31日、6月30日(決議の省略)	2
監 査 会	5月13日、11月13日	2

イ 収益事業

区 分	内 容
自 動 販 売 機	スポーツ施設 11 施設(設置台数 32 台) 総合体育館指定管理業務終了にともない、 令和7年8月より 10 施設(設置台数 21 台)
スポーツ用具の貸出	バスケットボール、卓球ほか
スポーツ用具の販売	ビーチボール
その他の事業	プロ野球開催時の臨時売店設置 ほか

報告第 3 1 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人富山勤労総合福祉センターに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤井裕久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の目的

勤労者の福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与する。

(2) 事業計画

ア 呉羽ハイツの利用予定人員 (単位 人)

区 分	利 用 予 定 人 員
会 議 ・ 研 修	10,400
宿 泊	20,600
宴 会	28,000
休 憩	13,800
レ ス ト ラ ン	3,500
喫 茶 ・ 売 店	14,700
そ の 他	3,600
計 (延人員)	94,600

イ とやま自遊館の利用予定人員 (単位 人)

区 分	利 用 予 定 人 員
会 議 ・ 研 修	10,300
宿 泊	13,000
宴 会	14,300
レ ス ト ラ ン	38,900
ホ ー ル	25,800
計 (延人員)	102,300

2 令和8年度予算

(単位 千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
①営業収益	1,084,167	1,060,432	23,735
・ 席室料	250,861	216,029	34,832
・ 料理	490,969	519,218	△28,249
・ 飲物	124,632	116,395	8,237
・ 喫茶売上	1,800	902	898
・ 商品売上	59,467	55,170	4,297
・ 器具使用料	5,422	3,406	2,016
・ 建物貸付料	60,528	60,492	36
・ 駐車場収入	14,571	15,211	△640
・ その他	75,917	73,609	2,308
②営業外収益	100,566	241,922	△141,356
・ 基本財産運用益	124	57	67
・ 預金利息	101	87	14
・ 補助金・受託事業収入	99,213	241,390	△142,177
・ その他	1,128	388	740
事業活動収入計	1,184,733	1,302,354	△117,621
2. 事業活動支出			
①営業費用	1,019,695	1,041,428	△21,733
・ 人件費	415,134	443,311	△28,177
・ 原材料費	220,441	212,349	8,092
・ 商品仕入費	38,953	42,926	△3,973
・ 需用費	345,167	342,842	2,325
②営業外費用	24,420	182,653	△158,233
・ 支払利息	10,958	5,381	5,577
・ 派遣職員給与	3,570	3,366	204
・ その他	9,892	173,906	△164,014
事業活動支出計	1,044,115	1,224,081	△179,966
事業活動収支差額	140,618	78,273	62,345
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入	58,000	0	58,000
投資活動収入計	58,000	0	58,000
2. 投資活動支出			
投資有価証券取得支出	58,000	0	58,000
固定資産取得支出	57,596	153,552	△95,956
投資活動支出計	115,596	153,552	△37,956
投資活動収支差額	△57,596	△153,552	95,956

科 目	当年度	前年度	増減
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
①リース債務収入	17,772	23,485	△5,713
②長期借入金収入	53,951	196,212	△142,261
財務活動収入計	71,723	219,697	△147,974
2. 財務活動支出			
①長期借入償還費	62,183	49,270	12,913
②リース債務返済支出	4,704	3,725	979
財務活動支出計	66,887	52,995	13,892
財務活動収支差額	4,836	166,702	△161,866
Ⅳ 予備費支出	3,000	3,000	0
当期収支差額	84,858	88,423	△3,565
前期繰越収支差額	△990,892	△950,428	△40,464
次期繰越収支差額	△906,034	△862,005	△44,029

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科目	金額	摘要
資産の部	1 流動資産	173,422,884	現金・預金 131,709,557 売掛金 24,012,726 前払費用 1,225,583 未収金 7,776,731 立替金 145,697 棚卸資産 8,552,590
	2 固定資産	1,608,512,075	基本財産 1,131,565,991 その他固定資産 476,946,084
	計	1,781,934,959	
負債の部	1 流動負債	1,215,839,455	買掛金 21,758,892 未払金 50,930,381 預り金 1,814,138 前受金 3,738,068 賞与引当金 15,260,800 未払法人税等 81,000 短期借入金 1,059,100,000 1年内返済予定長期借入金 60,789,500 短期リース債務 2,366,676
	2 固定負債	577,620,329	長期借入金 378,199,625 敷金 25,000,000 退職給付引当金 166,836,138 長期リース債務 7,584,566
	計	1,793,459,784	
正味財産		△11,524,825	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	131,709,557	流動負債	1 買掛金	21,758,892
	2 売掛金	24,012,726		2 未払金	50,930,381
	3 前払費用	1,225,583		3 預り金	1,814,138
	4 未収金	7,776,731		4 前受金	3,738,068
	5 立替金	145,697		5 賞与引当金	15,260,800
	6 棚卸資産	8,552,590		6 未払法人税等	81,000
				7 短期借入金	1,059,100,000
		8 1年内返済予定長期借入金	60,789,500		
		9 短期リース債務	2,366,676		
	計	173,422,884		計	1,215,839,455
固定資産	1 基本財産	1,131,565,991	固定負債	1 長期借入金	378,199,625
	2 その他固定資産	476,946,084		2 敷金	25,000,000
				3 退職給付引当金	166,836,138
				4 長期リース債務	7,584,566
				計	577,620,329
			負債合計	1,793,459,784	
			正味財産の部		
			区分	科 目	金 額
			正味財産	1 指定正味財産 (うち基本財産への充当額)	38,000,000 (38,000,000)
				2 一般正味財産	△49,524,825
			計	△11,524,825	
	計	1,608,512,075	正味財産合計	△11,524,825	
	資産合計	1,781,934,959	負債・正味財産合計	1,781,934,959	

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業収益	975,808,717	928,824,885	46,983,832
② 受託事業収益	930,350	1,841,820	△911,470
③ 受取補助金等	241,682,183	143,962,544	97,719,639
④ 基本財産運用益	57,000	15,345	41,655
⑤ 雑収益	2,041,000	7,850,693	△5,809,693
経常収益計	1,220,519,250	1,082,495,287	138,023,963
(2) 経常費用			
① 事業費	1,357,136,412	1,038,395,900	318,740,512
② 管理費	91,211,931	99,095,582	△7,883,651
経常費用計	1,448,348,343	1,137,491,482	310,856,861
当期経常増減額	△227,829,093	△54,996,195	△172,832,898
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	1,072,728	0	1,072,728
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却損	20,980,008	8,526	20,971,482
② 災害損失	2,150,000	7,533,400	△5,383,400
経常外費用計	23,130,008	7,541,926	15,588,082
当期経常外増減額	△22,057,280	△7,541,926	△14,515,354
法人税等充当金	81,000	81,000	0
当期一般正味財産増減額	△249,967,373	△62,619,121	△187,348,252
一般正味財産期首残高	200,442,548	263,061,669	△62,619,121
一般正味財産期末残高	△49,524,825	200,442,548	△249,967,373
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	38,000,000	38,000,000	0
指定正味財産期末残高	38,000,000	38,000,000	0
III 正味財産期末残高	△11,524,825	238,442,548	△249,967,373

4 令和7年度事業報告

(1) 事業実績

ア 呉羽ハイツの利用人員 (単位 人)

区 分	利 用 人 員
会 議 ・ 研 修	8, 5 4 8
宿 泊	1 8, 8 1 2
宴 会	2 3, 2 3 5
休 憩	1 6, 0 8 1
レ ス ト ラ ン	3, 0 2 2
喫 茶 ・ 売 店	1 3, 9 5 5
そ の 他	3, 2 9 7
計 (延人員)	8 6, 9 5 0

イ とやま自遊館の利用人員 (単位 人)

区 分	利 用 人 員
会 議 ・ 研 修	1 0, 1 7 9
宿 泊	1 2, 2 6 5
宴 会	1 3, 4 6 2
レ ス ト ラ ン	3 6, 1 7 5
ホ ー ル	2 3, 9 4 1
就 業 相 談 室	7 9 4
計 (延人員)	9 6, 8 1 6

報告第 3 2 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人富山市勤労者福祉サービスセンターに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の実施計画

(公財) 富山市勤労者福祉サービスセンター事業

中小企業や商店に働く勤労者及び事業主に対する総合的な福利厚生の充実を目指し、また、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与するため、次の事業を実施する。

ア 給付事業

イ 生活安定及び財産形成事業

ウ 健康維持増進事業

エ 自己啓発事業

オ 余暇活動事業

カ 会報発行事業

キ 会員の加入促進事業

2 令和8年度予算

(単位 千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 基本財産運用益	222	222	0
② 特定資産運用益	135	59	76
③ 受取会費	66,600	67,200	△600
④ 事業収益	58,754	60,138	△1,384
⑤ 受取補助金等	21,059	20,287	772
⑥ 雑収益	1,070	1,044	26
經常収益計	147,840	148,950	△1,110
(2) 經常費用			
① 事業費	137,866	139,642	△1,776
② 管理費	9,974	9,808	166
經常費用計	147,840	149,450	△1,610
評価損益等調整前当期經常増減額	0	△500	500
当期經常増減額	0	△500	500
当期一般正味財産増減額	0	△500	500
一般正味財産期首残高	34,640	35,841	△1,201
一般正味財産期末残高	34,640	35,341	△701
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産受取利息	272	272	0
② 一般正味財産への振替額	△222	△222	0
当期指定正味財産増減額	50	50	0
指定正味財産期首残高	44,937	44,886	51
指定正味財産期末残高	44,987	44,936	51
III 正味財産期末残高	79,627	80,277	△650

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要
資産の部	1 流動資産	17,979,477	現金・預金等 17,801,371 未収金 178,106
	2 固定資産	97,448,904	基本財産 44,937,212 特定資産 49,193,000 その他固定資産 3,318,692
	計	115,428,381	
負債の部	1 流動負債	8,154,610	未払金 3,631,100 前受金 1,452,400 預り金 294,152 賞与引当金 2,776,958
	2 固定負債	27,659,500	長期未払金 2,326,500 退職給付引当金 25,333,000
	計	35,814,110	
	正味財産	79,614,271	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部			
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額	
流動資産	1 現金・預金	13,979,128	流動負債	1 未払金	3,631,100	
	2 未収金	178,106		2 前受金	1,452,400	
	3 前払金	483,000		3 預り金	294,152	
	4 貯蔵品	3,339,243		4 賞与引当金	2,776,958	
				計	8,154,610	
				固定負債	1 長期未払金	2,326,500
					2 退職給付引当金	25,333,000
				計	27,659,500	
			負債合計		35,814,110	
	計	17,979,477	正味財産の部			
固定資産	1 基本財産	44,937,212	区分	科 目	金 額	
	2 特定資産	49,193,000	正味財産	1 指定正味財産	44,937,212	
	3 その他固定資産	3,318,692		(うち基本財産への充当額)	(44,937,212)	
				2 一般正味財産	34,677,059	
			(うち特定資産への充当額)	(23,860,000)		
			計	79,614,271		
	計	97,448,904	正味財産合計		79,614,271	
資産合計		115,428,381	負債・正味財産合計		115,428,381	

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1) 經常収益			
① 基本財産運用益	223,488	222,515	973
② 特定資産運用益	19,171	920	18,251
③ 受取会費	65,536,000	65,534,500	1,500
④ 事業収益	54,683,637	52,354,026	2,329,611
⑤ 受取補助金	20,287,000	19,863,000	424,000
⑥ 雑収益	1,212,422	847,797	364,625
經常収益計	141,961,718	138,822,758	3,138,960
(2) 經常費用			
① 事業費	133,743,033	128,981,050	4,761,983
② 管理費	9,686,502	9,402,728	283,774
經常費用計	143,429,535	138,383,778	5,045,757
当期經常増減額	△1,467,817	438,980	△1,906,797
当期一般正味財産増減額	△1,467,817	438,980	△1,906,797
一般正味財産期首残高	36,144,876	35,705,896	438,980
一般正味財産期末残高	34,677,059	36,144,876	△1,467,817
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産受取利息	274,020	273,047	973
② 一般正味財産への振替額	△223,488	△222,515	△973
当期指定正味財産増減額	50,532	50,532	0
指定正味財産期首残高	44,886,680	44,836,148	50,532
指定正味財産期末残高	44,937,212	44,886,680	50,532
III 正味財産期末残高	79,614,271	81,031,556	△1,417,285

4 令和7年度事業報告

(公財)富山市勤労者福祉サービスセンター事業

ア 事業所及び会員数

- ・ 955事業所、10,877人

イ 給付事業

- ・ 2,481件、23,470千円

ウ 生活安定及び財産形成事業

- ・ 中小企業退職金共済制度の周知・啓発及び掛金の助成等

エ 健康維持増進事業

(ア) 健康管理助成事業

- ・ 1泊及び日帰り人間ドック受診補助等

(イ) 施設利用券の発行及びチケット斡旋事業

- ・ 施設利用共通券配布
- ・ スポーツ施設、入浴施設等割引チケット斡旋

(ウ) レクリエーション事業

- ・ ボウリング大会

オ 自己啓発事業

(ア) カルチャー教室開催事業

- ・ ホームメイドクッキング一日教室等

(イ) 施設利用券の発行及びチケット斡旋事業

- ・ 施設利用共通券配布等

カ 余暇活動事業

(ア) レクリエーション事業

- ・ クリスマスケーキ購入補助券の発行等

(イ) 施設利用助成事業

- ・ 国内保養施設等と契約、利用助成

(ウ) チケット斡旋事業

- ・ コンサート、映画鑑賞券等の割引斡旋

キ 会報発行事業

- ・ 会報6回発行

ク 会員の加入促進事業

- ・新規で22事業所、138人加入

報告第 3 3 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人岩瀬カナル会館に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の実施計画

富山市の海洋観光の基地として観光情報等を提供するとともに、富山市の特産品の展示、紹介等を行い、地域経済の発展に寄与するため、次の事業を実施する。

- ア 海洋観光情報収集提供事業
- イ 物産情報収集提供事業
- ウ 地域振興企画・推進事業
- エ 施設管理事業
- オ 施設貸出事業
- カ 特産品販売事業
- キ 自転車競技情報収集提供事業
- ク 消雪設備管理事業

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1)經常収益			
①基本財産運用益	99,000	45,000	54,000
②事業収益	24,766,000	28,262,000	△3,496,000
③受取補助金等	36,823,000	42,280,000	△5,457,000
④雑収益	979,000	842,000	137,000
經常収益計	62,667,000	71,429,000	△8,762,000
(2)經常費用			
①事業費	65,137,000	72,403,000	△7,266,000
②管理費	8,810,000	8,071,000	739,000
經常費用計	73,947,000	80,474,000	△6,527,000
当期經常増減額	△11,280,000	△9,045,000	△2,235,000
当期一般正味財産増減額	△11,280,000	△9,045,000	△2,235,000
一般正味財産期首残高	184,129,000	166,887,000	17,242,000
一般正味財産期末残高	172,849,000	157,842,000	15,007,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	36,000,000	36,000,000	0
指定正味財産期末残高	36,000,000	36,000,000	0
III 正味財産期末残高	208,849,000	193,842,000	15,007,000

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要
資産の部	1 流動資産	10,613,200	現金・預金 7,913,490 未収金 1,754,819 棚卸資産 944,891
	2 固定資産	230,758,976	基本財産 36,000,000 特定資産 14,261,712 その他固定資産 180,497,264
	計	241,372,176	
負債の部	1 流動負債	4,789,533	未払金 3,384,883 預り金 1,404,650
	2 固定負債	14,261,712	退職給付引当金
	計	19,051,245	
	正味財産	222,320,931	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資産の部			負債の部		
区分	科目	金額	区分	科目	金額
流動資産	1 現金・預金	7,913,490	流動負債	1 未払金	3,384,883
	2 未収金	1,754,819		2 預り金	1,404,650
	3 棚卸資産	944,891			
	計	10,613,200		計	4,789,533
固定資産	1 基本財産	36,000,000	負債定	退職給付引当金	14,261,712
	2 特定資産	14,261,712		計	14,261,712
	3 その他固定資産	180,497,264	負債合計		19,051,245
			正味財産の部		
			区分	科目	金額
			正味財産	1 指定正味財産	36,000,000
				(うち基本財産への充当額)	(36,000,000)
				2 一般正味財産	186,320,931
			計	222,320,931	
	計	230,758,976	正味財産合計		222,320,931
資産合計		241,372,176	負債・正味財産合計		241,372,176

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1)經常収益			
①基本財産運用益	68,595	610	67,985
②事業収益	26,403,553	23,676,305	2,727,248
③受取補助金等	36,553,000	33,428,250	3,124,750
④雑収益	804,978	616,103	188,875
⑤受取補助金振替額	9,000,000	85,000,000	△76,000,000
經常収益計	72,830,126	142,721,268	△69,891,142
(2)經常費用			
①事業費	62,118,237	117,237,356	△55,119,119
②管理費	8,519,856	8,241,710	278,146
經常費用計	70,638,093	125,479,066	△54,840,973
当期經常増減額	2,192,033	17,242,202	△15,050,169
当期一般正味財産増減額	2,192,033	17,242,202	△15,050,169
一般正味財産期首残高	184,128,898	166,886,696	17,242,202
一般正味財産期末残高	186,320,931	184,128,898	2,192,033
II 指定正味財産増減の部			
災害復旧補助金	0	0	0
一般正味財産振替	0	△85,000,000	85,000,000
当期指定正味財産増減額	0	△85,000,000	85,000,000
指定正味財産期首残高	36,000,000	121,000,000	△85,000,000
指定正味財産期末残高	36,000,000	36,000,000	0
III 正味財産期末残高	222,320,931	220,128,898	2,192,033

4 令和7年度事業報告

(1) 海洋観光情報収集提供事業

ア 観光情報の収集及び発信

(ア)岩瀬まち歩きまっぷの作成・配布

(イ)岩瀬周辺観光案内

(ウ)岩瀬観光PR（DVD）の放映

(エ)県内外イベント、物産展での観光PR

イ 岩瀬観光ボランティアとの連携

岩瀬観光ガイド案内カウンターの設置

ウ ホームページ、インスタグラムの更新

エ 富岩水上ラインとの連携

オ レンタルサイクル貸出

貸出台数 641台

カ タンデム自転車貸出

貸出台数 189台

キ レンタルサイクル相互乗り入れ事業

貸出台数 59台

ク ロードバイク利用者へサービス提供

ケ ニューヨークタイムズ紙「2025年に行くべき52カ所」 選定による受入整備

コ 「みなとオアシス富山」の代表施設としての登録

(2) 物産情報収集提供事業

ア 特産品（地酒、くすりなど）の展示・紹介

(3) 地域振興企画・推進事業

ア 北部地区で開催されるイベントへの協賛・協力

(4) 施設管理事業

ア 多目的トイレ設置工事

イ 防犯カメラ設置

ウ 会館周辺美化活動

エ Free Wi-Fiの運用

(5) 施設貸出事業

ア 施設利用状況

利用件数	利用人数	使用料収入
357件	10,990人	3,246,350円

(6) 特産品販売事業

ア 物産売上状況

レ ジ 件 数	14,852件
売 上 金 額	19,055,494円
買取商品売上金	9,473,421円
委託商品売上金	9,582,073円

イ 県内外のイベント、物産展出張販売

ウ 富岩水上ライン利用者等への割引

エ 販売商品及び業者の入替

オ キャッシュレス決済の推進

(7) 自転車競技情報収集提供事業

(8) 消雪設備管理事業

報告第 3 4 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、富山大手町コンベンション株式会社に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 富山国際会議場の管理運営業務については、「グレードの高い最先端の設備とサービス」をアピールするとともに、それらを活用したオンライン会議等の新しい使用形態をPRして利用促進を図り、更なる会議場の収益向上に努める。

(2) 駐車場については、富山国際会議場及び隣接ホテル利用者等への24時間対応の駐車場として営業する。

2 令和8年度予算

(単位 千円)

区分	科目	金額	摘要
収入	1 営業収益	289,819	1 建物賃貸料 43,705 2 施設管理受託料等 100,869 3 施設利用料 85,000 4 駐車場利用料 55,000 5 その他 5,245
	2 営業外収益	36,894	富山市補助金等
	計	326,713	
支出	1 営業費用	363,015	1 人件費 16,483 2 業務委託費 149,127 3 水道光熱費 37,000 4 租税公課 36,382 5 減価償却費 68,403 6 その他 55,620
	2 営業外費用	11,675	借入利息
	計	374,690	
	差引額	△47,977	

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 貸借対照表（令和8年3月31日現在）（単位 円）

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流 動 資 産	1 現金・預金	326,284,396	流 動 負 債	1 1年以内返済 の長期借入金	282,516,000
	2 売掛金	7,848,037		2 リース債務	3,185,028
	3 棚卸資産	89,247		3 買掛金	45,695
	4 前払費用	1,357,272		4 未払金	21,464,859
	5 未収入金	282,614,866		5 未払費用	146,814
	6 未収還付法人税等	68,151		6 前受金	15,008,650
				7 預り金	316,656
		8 未払法人税等	1,072,500		
		9 未払消費税等	8,096,100		
		10 賞与引当金	182,783		
		11 預り諸税	5,115		
	計	618,261,969		計	332,040,200
固 定 資 産	1 建 物	837,206,740	負 固 定	1 リース債務	4,635,785
	2 建物附属設備	35,172,558		2 長期借入金	847,818,000
	3 構 築 物	15,946,389		計	852,453,785
	4 機械及び装置	2	負債合計		1,184,493,985
	5 工具器具備品	24,844,105	純 資 産 の 部		
	6 リース資産(有形)	5,617,000	区分	科 目	金 額
	7 電話加入権	72,800	株 主 資 本	1 資 本 金	100,000,000
	8 リース資産(無形)	1,492,830		2 資本剰余金	930,000,000
	9 ソフトウェア	441,751		3 繰越利益剰余金	172,380,159
	10 長期未収入金	847,818,000		計	1,202,380,159
	計	1,768,612,175	純資産合計		1,202,380,159
資産合計		2,386,874,144	負債・純資産合計		2,386,874,144

(2) 損益計算書 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位 円)

科 目	金 額	
売 上 高		290,484,588
売 上 原 価		991,415
売 上 総 利 益		289,493,173
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		332,069,752
営 業 損 失		42,576,579
営 業 外 収 益		41,655,567
受 取 利 息	445,033	
雑 収 入	41,210,534	
営 業 外 費 用		15,000,019
長 期 借 入 金 利 息	15,000,019	
経 常 損 失		15,921,031
特 別 利 益		0
特 別 損 失		0
税 引 前 当 期 純 損 失		15,921,031
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,072,500
当 期 純 損 失		16,993,531

4 令和7年度事業報告

富山国際会議場の管理運営と駐車場の運営を、二本柱として事業を展開してきた。

富山国際会議場の利用率については、全体で40.2%、メインホールで32.9%、多目的会議室で54.3%といずれも前年度を下回った。

駐車場については、隣接ホテル利用者の駐車場利用は堅調だったが、会議場利用者を含む一般の方々の利用が伸び悩んだことなどにより駐車場利用料収入は57,306千円、駐車場利用台数は61,028台といずれも前年度並みとなった。

報告第 3 5 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、大山観光開発株式会社に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

- (1) 立山山麓スキー場の管理運営
- (2) スキー用具のレンタル
- (3) 指定管理者の指定を受けている大山農山村交流センター等の管理運営

2 令和8年度予算

(単位 千円)

区分	科 目	金 額	摘 要
収 入	1 営 業 収 益	276,895	1 索 道 収 入 210,000 2 貸スキー収入 28,500 3 食堂売店売上 23,800 4 業務委託収入等 14,595
	2 営 業 外 収 益	53,093	
	計	329,988	
支 出	1 営 業 費 用	271,129	1 貸スキー仕入 8,550 2 食堂売店仕入 8,190 3 販売費及び一般管理費 254,389
	2 営 業 外 費 用	29,004	
	計	300,133	
差 引 額		29,855	

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 貸借対照表（令和8年3月31日現在）（単位 円）

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	157,973,535	流動負債	1 短期借入金	450,000,000
	2 貯蔵品	734,188		2 未払金	23,350,263
	3 未収金	6,835,745		3 預り金	2,796
				4 未払法人税等	10,664,900
				5 未払消費税等	1,733,300
	計	165,543,468		計	485,751,259
固定資産	1 建物	4,459,004	負債 債定	リース負債	123,209,790
	2 機械装置	117,643		計	123,209,790
	3 車両運搬具	5,062,934	負債合計		608,961,049
	4 什器備品	1,265,519	純資産の部		
	5 リース資産	127,757,687	区分	科 目	金 額
	6 出資金	100,000	株 主 資 本	1 資本金	75,450,000
	7 リサイクル料	44,530		2 繰越利益剰余金	△380,060,264
	計	138,807,317		計	△304,610,264
資産合計		304,350,785	純資産合計		△304,610,264
			負債・純資産合計		304,350,785

(2) 損益計算書（自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日）

（単位 円）

科 目	金 額	
売 上 高		298,284,218
索道収入	212,367,240	
貸スキ―収入	41,046,946	
食堂売店売上	30,057,998	
業務委託収入等	14,812,034	
売 上 原 価		23,742,843
売 上 総 利 益		274,541,375
販売費及び一般管理費		276,911,584
営 業 損 失		2,370,209
営 業 外 収 益		63,438,972
富山市補助金	59,382,469	
そ の 他	4,056,503	
営 業 外 費 用		30,105,360
修繕費	29,090,909	
そ の 他	1,014,451	
経 常 利 益		30,963,403
税 引 前 当 期 利 益		30,963,403
法人税・住民税及び事業税等		10,664,900
当 期 純 利 益		20,298,503

4 令和7年度事業報告

令和7年度は、富山市の支援のもと立山山麓地域の活性化と経営改善に取り組んできた。

グリーンシーズンは、索道営業を休止してマウンテンカートや受託業務またスキーシーズンに向けた準備等に専念し、業務の効率化に努めた。

スキーシーズンは、12月28日から営業を開始し、3月15日までの間で77日間営業した。12月下旬からの降雪で営業開始が遅れたことや、週末の天候が悪く、個人客や団体の入り込みが伸びなかったことなどから来場者数は96,107人であった。

売上では、索道収入212,367千円、貸スキー収入41,046千円、食堂・売店売上30,057千円で、その他収入を合わせた年間総売上高は298,284千円となった。

リフト料金の値上げやレンタル事業が好調であったこと、また経費削減にも努めたことにより、経常利益は30,963千円となった。

今年度は法人税を10,664千円計上したため、当期純利益は20,298千円となった。

リフト等利用状況

(単位 人・千円)

項目	利用者数	索道収入
スキーシーズン	96,107	212,367

報告第 3 6 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社八尾サービスに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の実施計画

ア 富山市から委託を受けた指定管理施設及びその他施設の管理運営等に関する業務について、条例等の規定に基づく設置目的の達成、一層の利用者増及び効率的な運営に努める。

(ア)指定管理施設の管理運営

富山市八尾地域都市公園、富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館及び富山市久婦須川ダム周辺広場管理運営

富山市八尾パインパーク管理運営

富山市八尾サンパーク管理運営

富山市八尾ゆめの森交流施設管理運営

イ 富山八尾中核工業団地土地管理業務等の各種自主営業活動の推進に努める。

2 令和8年度予算

(単位 千円)

区分	科目	金額	摘要
収入	1 営業収入	334,348	1 補助金収入 56,082 2 受託料収入 51,938 3 営業収入 226,328
	2 営業外収入	595	雑収入
	3 前期繰越利益剰余金	9,567	前期繰越利益剰余金
	計	344,510	
支出	管理費	344,510	1 人件費 162,862 2 維持管理費 181,648
	計	344,510	

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 貸借対照表（令和8年3月31日現在）（単位 円）

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	77,171,167	流動負債	1 買掛金	17,383,839
	2 売掛金	6,676,108		2 未払法人税等	232,500
	3 商品・製品	453,314		3 未払費用	17,181,684
	4 原材料	1,187,837		4 預り金	1,447,621
	5 未収入金	5,930,971		5 前受金	68,200
	6 前払費用	26,030		6 未払消費税等	8,037,150
	7 委託商品	143,080			
	計	91,588,507			
固定資産	1 建物	33,736,058			
	2 建物附属設備	3			
	3 構築物	1			
	4 機械装置	1,046,670			
定資産	5 車両運搬具	8			
	6 器具備品	673,681	株主資本	1 資本金	76,550,000
	7 ソフトウェア	346,357		2 利益剰余金	6,804,143
	8 電話加入権	224,952			
	9 預託金	88,900		計	83,354,143
	計	36,116,630			
				純資産合計	83,354,143
	資産合計	127,705,137		負債・純資産合計	127,705,137

(2) 損益計算書（自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日）

（単位 円）

科 目	金 額	
売 上 高		324,352,677
売 上 原 価		37,779,802
売 上 総 利 益		286,572,875
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		279,230,178
営 業 利 益		7,342,697
営 業 外 収 益		1,522,028
受 取 利 息	158,170	
雑 収 入	1,363,858	
営 業 外 費 用		54,169
雑 損 失	54,169	
経 常 利 益		8,810,556
税 引 前 当 期 純 利 益		8,810,556
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		232,500
当 期 純 利 益		8,578,056

4 令和7年度事業報告

富山市八尾ゆめの森交流施設等の指定管理施設の管理運営や、富山八尾中核工業団地土地管理業務等の各種自主営業活動の実施

(1) 管理運営施設の利用状況

区 分	利用人員（人）	使用料等収入額（円）
富山市八尾ゆめの森 ゆうゆう館（宿泊） （レストラン） （温泉）	6,915	63,793,689
	22,642	116,807,458
	67,972	38,564,994
富山市八尾ゆめの森 中山間地活性化施設	4,289	499,300
富山市八尾ゆめの森 体験農園	928	0
富山市八尾ゆめの森 こども元気村	1,300	54,600

報告第 3 7 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社ほそいりに関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の実施計画

富山市岩稲ふれあいセンター及び富山市割山森林公園、
富山市林産物等展示販売施設の施設維持管理、運営

2 令和8年度予算

(単位 千円)

区分	科目	金額	摘要	
収 入	営業収入	404,436	1 岩稲ふれあいセンター	226,900
			2 割山森林公園	49,170
			3 林産物等展示販売施設	124,787
			4 管理運営受託料	3,579
	計	404,436		
支 出	営業費用	404,327	1 売上原価	134,205
			2 人件費	133,890
			3 販売費及び一般管理費	136,232
	計	404,327		
差引額		109		

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 貸借対照表（令和8年3月31日現在）（単位 円）

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流 動 資 産	1 現金及び預金	153,389,997	流 動 負 債	1 買 掛 金	9,281,913
	2 売 掛 金	7,028,112		2 未 払 金	9,098,776
	3 商 品	3,736,132		3 未 払 費 用	6,317,273
	4 貯 蔵 品	722,039		4 未払法人税等	208,500
	5 前 払 費 用	171,200		5 未払消費税等	3,675,800
	6 未 収 入 金	28,925		6 前 受 金	241,600
	7 貸倒引当金	△37,000		7 預 り 金	717,937
					計
	計	165,039,405		負債合計	29,541,799
固 定 資 産	1 建 物	4,521,302	純 資 産 の 部		
	2 建物付属設備	73,567	区分	科 目	金 額
	3 構 築 物	113,902	株 主 資 本	1 資 本 金	65,000,000
	4 車 輛 運 搬 具	2		2 繰越利益剰余金	81,028,731
	5 工具器具備品	1,501,918			
	6 土 地	3,802,000			
	7 電話加入権	494,334			
	8 保 証 金	24,100			
	計	10,531,125		計	146,028,731
	資産合計	175,570,530		純資産合計	146,028,731
				負債及び純資産合計	175,570,530

(2) 損益計算書 (自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位 円)

科 目	金 額	
売 上 高		388,205,907
売 上 原 価		134,535,904
売 上 総 利 益		253,670,003
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		248,586,443
営 業 利 益		5,083,560
営 業 外 収 益		176,965
受 取 利 息	22,303	
雑 収 入	154,662	
営 業 外 費 用		2,369
雑 損 失	2,369	
経 常 利 益		5,258,156
税 引 前 当 期 純 利 益		5,258,156
法人税、住民税及び事業税		208,500
当 期 純 利 益		5,049,656

4 令和7年度事業報告

施設別利用状況

(単位 人・円)

施設名	利用者数	利用料等収入額
富山市岩稲ふれあいセンター(楽今日館)	108,679	210,285,486
富山市割山森林公園(天湖森)	15,673	44,563,975
富山市林産物等展示販売施設(林林)	81,914	127,996,446
合計	206,266	382,845,907

報告第 3 8 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人富山市学校給食会に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 給食予定数

学校給食実施のため、給食用物資の調達及び配送を行う。

幼稚園	3園	14,060食
小学校	59校	3,803,921食
中学校	24校	1,958,616食
計	86校(園)	5,776,597食

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
(1)經常収益			
①基本財産運用益	70,000	200	69,800
②特定資産運用益	59,255	40,111	19,144
③事業収益	836,599,000	1,740,504,000	△903,905,000
④受取補助金	1,457,004,000	299,527,000	1,157,477,000
⑤雑収益	524,000	807,000	△283,000
經常収益計	2,294,256,255	2,040,878,311	253,377,944
(2)經常費用			
①事業費	2,282,346,571	2,027,789,067	254,557,504
②管理費	11,909,684	13,089,244	△1,179,560
經常費用計	2,294,256,255	2,040,878,311	253,377,944
当期經常増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	2,241,443	3,820,715	△1,579,272
一般正味財産期末残高	2,241,443	3,820,715	△1,579,272
II 指定正味財産増減の部			
①基本財産運用益	70,000	200	69,800
②特定資産運用益	40,900	3,987	36,913
③一般正味財産への振替額	△70,000	△200	△69,800
当期指定正味財産増減額	40,900	3,987	36,913
指定正味財産期首残高	25,955,221	25,951,234	3,987
指定正味財産期末残高	25,996,121	25,955,221	40,900
III 正味財産期末残高	28,237,564	29,775,936	△1,538,372

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要
資産の部	1 流動資産	140,742,715	現金・預金 138,803,989 未収消費税等 176,506 未収金 1,762,220
	2 固定資産	45,155,174	基本財産 10,000,000 特定資産 34,893,714 その他固定資産 261,460
	計	185,897,889	
負債の部	1 流動負債	139,249,768	未払金 121,565,672 預り金 15,805,271 賞与引当金 1,878,825
	2 固定負債	18,424,336	退職給付引当金
	計	157,674,104	
正味財産		28,223,785	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	138,803,989	流動負債	1 未払金	121,565,672
	2 未収消費税等	176,506		2 預り金	15,805,271
	3 未収金	1,762,220		3 賞与引当金	1,878,825
			計	139,249,768	
	計	140,742,715	負債	退職給付引当金	18,424,336
		負債定	計	18,424,336	
固定資産	1 基本財産	10,000,000	負債合計		157,674,104
	2 特定資産	34,893,714	正味財産の部		
	3 その他固定資産	261,460	区分	科 目	金 額
			正味財産	1 指定正味財産 (うち基本財産への充当額)	25,955,796 (10,000,000)
				(うち特定資産への充当額)	(15,955,796)
				2 一般正味財産 (うち特定資産への充当額)	2,267,989 (513,582)
計	45,155,174	計	28,223,785		
資産合計	185,897,889	正味財産合計	28,223,785		
		負債・正味財産合計	185,897,889		

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	204	199	5
② 特定資産運用益	28,807	334	28,473
③ 事業収益	1,693,491,713	1,789,618,370	△ 96,126,657
④ 受取補助金	291,782,280	168,931,363	122,850,917
⑤ 雑収益	402,711	483,087	△ 80,376
経常収益計	1,985,705,715	1,959,033,353	26,672,362
(2) 経常費用			
① 事業費	1,973,446,848	1,944,175,111	29,271,737
② 管理費	12,232,314	15,813,048	△ 3,580,734
経常費用計	1,985,679,162	1,959,988,159	25,691,003
当期経常増減額	26,553	△ 954,806	981,359
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外費用			
固定資産除却損	7	0	7
経常外費用計	7	0	7
当期経常外増減額	△ 7	0	△ 7
当期一般正味財産増減額	26,546	△ 954,806	981,352
一般正味財産期首残高	2,241,443	3,196,249	△ 954,806
一般正味財産期末残高	2,267,989	2,241,443	26,546
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	204	199	5
② 特定資産運用益	3,987	321	3,666
③ 一般正味財産への振替額	△ 204	△ 199	△ 5
当期指定正味財産増減額	3,987	321	3,666
指定正味財産期首残高	25,951,809	25,951,488	321
指定正味財産期末残高	25,955,796	25,951,809	3,987
III 正味財産期末残高	28,223,785	28,193,252	30,533

4 令和7年度事業報告

(1) 給食実施校（園）

幼稚園	3 園
小学校	6 3 校
中学校	2 5 校
計	9 1 校（園）

(2) 事業実績

	食 数	対前年度比
幼稚園	1 3, 5 8 8 食	8 4 . 1 %
小学校	3, 7 2 5, 6 0 1 食	9 6 . 8 %
中学校	1, 8 7 3, 5 8 8 食	9 6 . 5 %
計	5, 6 1 2, 7 7 7 食	9 6 . 7 %

報告第 3 9 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人富山市ファミリーパーク公社に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 施設利用予定

区 分	利用予定数	摘 要		
入 園 者	300,000人	有料エリア		
		有 料	大 人	60,000人
			団 体 大 人	8,000人
			70歳以上	500人
			共通パスポート	4,100人
			計	72,600人
		無 料	未 就 学 児	45,000人
			小 中 学 生	27,000人
			そ の 他	64,000人
			計	136,000人
利 用 者 計		208,600人		
無料エリア				
利 用 者 計		91,400人		
遊 具 利 用	104,000人	8種		

(2) 事業計画

① 新整備計画の見直し及び老朽化対策事業

富山市は平成22年度に策定した「富山市ファミリーパーク新整備計画」を見直すこととし、持続可能な施設として再整備を図るための新たな方向性の検討を進めており、本公社としては指定管理者として専門的見地に立った助言のほか、必要となる情報や資料等の収集に努めることとする。さらに、アニマルウェルフェアや利用者の満足度の向上の他、業務の効率化を図るため、デジタル技術を活用したDXの取り組みを推進する。

② ライチョウ保護増殖事業

環境省及びライチョウを飼育している他の園館と連携しながら、野生復帰を想定した飼育下繁殖技術の確立や人工授精などの繁殖補助技術開発、精液の凍結保存技術開発に取り組むとともに、科学的及び技術的な知見の蓄積に努める。また、令和7年度に実施したクラウドファンディングなどの支援金を原資とするライチョウ基金を活用し、生息域外保全及び普及啓発活動・人材育

成の推進に努める。

③希少動物保全基金事業

生物多様性の保全に寄与することを目的とした基金を有効に活用し、希少動物の保全に係る技術開発の研究及び人材育成のほか、市民をはじめ多くの方に希少動物の現状やその必要性について理解を促すための普及啓発活動を行う。

令和7年度に引き続き、大学や関係機関と連携して、国際希少野生動物であるヨウムの保全・繁殖事業を継続するとともに、絶滅危惧種ホクリクサンショウウオの生息域内保全及び生息域外保全に向けた飼育・繁殖技術の確立に努める。

④公益目的事業

ア 施設管理事業

施設の安全性を確保し、利便性を向上することで、入園者が安心して快適に過ごせる施設を目指す。

また、鳥インフルエンザ等の感染症対策を徹底し、安全に利用できるよう衛生管理に努める。

イ 動物管理事業

いのちの大切さや、人と動物のかかわり、生物の多様性を伝えることを目的に、動物の展示および普及啓発に努める。

動物展示や解説を通して、動物の生活や特性、現状を伝え、希少動物とそれを取り巻く環境保全の必要性を伝える。また、動物の展示や飼育については、アニマルウェルフェアの適正な水準の維持・向上に努める。

また、ニホンライチョウなどの希少動物の繁殖研究事業、教育普及事業の推進に努める。

ウ 地域事業

地域の施設や学校、団体・住民と連携して、自然や文化、健康などをテーマに、本公社を中心に、呉羽丘陵で里山の自然に親しむ企画を実施することで、呉羽丘陵の活用拠点としての機能を充実させるとともに、地域の魅力を伝えることで、幅広い

年齢層の市民の誘致を図る。

エ 里山事業

園内の里山環境の保全を図り、園内に生息する野生動植物に関する調査研究活動を実施する。また、園内や呉羽丘陵の自然を活用し、市民が体験を通して楽しみながら里山を知り、質の高い学びができるよう事業展開を図る。

⑤収益事業

遊園地事業では、遊具の定期点検・整備を確実にを行い、利用者が安心・安全に利用できる運行に努める。

自主事業では、季節やイベント等に併せた新商品やオリジナルメニューの開発を行うほか、様々なイベントに併せた営業を展開させて販売促進に努め、サービスの向上や賑わい創出につなげる。

その他、引き馬による乗馬、障がい者乗馬会などの乗馬体験や馬のエサやり体験などを行う。

⑥法人会計

公益財団法人として適正な運営に努めるとともに、公社の財務会計及び予算・決算等の経理を行う。

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
(1) 経常収益			
① 事業受託収益	149,621,000	144,956,000	4,665,000
② 受取補助金等	320,853,000	300,428,000	20,425,000
③ 事業収益	49,070,000	50,000,000	△930,000
④ 預金利息収入	90,000	0	90,000
経常収益計	519,634,000	495,384,000	24,250,000
(2) 経常費用			
① 事業費	503,197,000	483,077,000	20,120,000
② 管理費	29,276,000	24,674,000	4,602,000
経常費用計	532,473,000	507,751,000	24,722,000
当期経常増減額	△12,839,000	△12,367,000	△472,000
(3) 経常外収益			
① 繰入金収入	12,839,000	10,151,000	2,688,000
② 経費負担金収入	0	2,216,000	△2,216,000
経常外収益計	12,839,000	12,367,000	472,000
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	12,431,457	9,777,695	2,653,762
一般正味財産期末残高	12,431,457	9,777,695	2,653,762
II 指定正味財産増減の部			
① 寄附金収入	1,420,000	950,100	469,900
② 繰出金支出	△12,839,000	△10,151,000	△2,688,000
当期指定正味財産増減額	△11,419,000	△9,200,900	△2,218,100
指定正味財産期首残高	78,121,744	55,001,231	23,120,513
指定正味財産期末残高	66,702,744	45,800,331	20,902,413
III 正味財産期末残高	79,134,201	55,578,026	23,556,175

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要	
資産の部	1 流動資産	54,573,754	現金	2,067,873
			預金	49,628,826
			棚卸資産	1,408,739
			売掛金	717,940
			未収金	750,376
	2 固定資産	143,923,902	基本財産	30,000,000
			特定資産	113,923,902
	計	198,497,656		
負債の部	1 流動負債	42,166,362	未払金等	
	2 固定負債	64,281,727	退職給付引当金	
	計	106,448,089		
	正味財産	92,049,567		

(2) 貸借対照表（令和8年3月31日現在）（単位 円）

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	51,696,699	負流 債動	未払金等	42,166,362
	2 棚卸資産	1,408,739		計	42,166,362
	3 売掛金	717,940	負固 債定	退職給付引当金	64,281,727
	4 未収金	750,376		計	64,281,727
	計	54,573,754	負債合計		106,448,089
固定資産	1 基本財産	30,000,000	正味財産の部		
	2 特定資産	112,290,708	区分	科 目	金 額
	3 その他固定資産	1,633,194		正 味 財 産	1 指定正味財産
			(うち基本財産への充当額)		(30,000,000)
			(うち特定資産への充当額)		(48,008,981)
				2 一般正味財産	14,040,586
計	143,923,902	計	計	92,049,567	
資産合計		198,497,656	正味財産合計		92,049,567
			負債・正味財産合計		198,497,656

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用収入	200	200	0
② 受託収入	139,674,103	142,107,573	△2,433,470
③ 補助金収入	292,701,697	277,303,972	15,397,725
④ 事業収入	48,110,686	49,446,616	△1,335,930
⑤ 雑収入	174,318	127,970	46,348
⑥ 特定補助金収入	15,538,000	15,538,000	0
経常収益計	496,199,004	484,524,331	11,674,673
(2) 経常費用			
① 事業費	464,041,655	445,662,608	18,379,047
② 管理費	28,087,044	26,644,902	1,442,142
③ 特定資産支出	15,538,000	15,538,000	0
経常費用計	507,666,699	487,845,510	19,821,189
当期経常増減額	△11,467,695	△3,321,179	△8,146,516
(3) 経常外収益	12,852,147	5,870,626	6,981,521
当期一般正味財産増加額	1,384,452	2,549,447	△1,164,995
当期一般正味財産期首残高	12,656,134	10,106,687	2,549,447
当期一般正味財産期末残高	14,040,586	12,656,134	1,384,452
II 指定正味財産増減の部			
① 寄附金収入	35,410,806	10,884,262	24,526,544
② 繰出金支出	△12,852,147	△5,870,626	△6,981,521
③ 基本財産運用収入	200	200	0
④ 一般正味財産への振替額	△200	△200	0
当期指定正味財産増減額	22,558,659	5,013,636	17,545,023
当期指定正味財産期首残高	55,450,322	50,436,686	5,013,636
当期指定正味財産期末残高	78,008,981	55,450,322	22,558,659
III 正味財産期末残高	92,049,567	68,106,456	23,943,111

4 令和7年度事業報告

施設利用状況

区 分	利 用 数	摘 要		
入 園 者	286,575人	有料エリア		
		有 料	大 人	63,439人
			団 体 大 人	7,049人
			70歳以上	376人
			共通パスポート	3,308人
			計	74,172人
		無 料	未 就 学 児	38,163人
			小 中 学 生	26,982人
			そ の 他	52,559人
			計	117,704人
利 用 者 数		191,876人		
無料エリア				
利 用 者 数		94,699人		
遊 具 利 用	98,348人	8種		

報告第 4 0 号

経営状況報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、一般財団法人富山市婦中公園緑地管理公社に関する経営状況を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

1 令和8年度事業計画

(1) 事業の実施計画

ア 都市公園施設等の維持管理運営事業

イ 施設の利用促進事業

2 令和8年度予算

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	96,000	9,000	87,000
② 事業収入	22,591,000	21,282,000	1,309,000
③ 補助金収入	30,734,000	25,804,000	4,930,000
④ 諸収入	368,000	328,000	40,000
経常収益計	53,789,000	47,423,000	6,366,000
(2) 経常費用			
① 事業費	37,305,000	35,579,000	1,726,000
② 管理費	17,603,000	13,462,000	4,141,000
経常費用計	54,908,000	49,041,000	5,867,000
当期経常増減額	△1,119,000	△1,618,000	499,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益等	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損等	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等充当金	81,000	81,000	0
当期一般正味財産増減額	△1,200,000	△1,699,000	499,000
一般正味財産期首残高	14,443,105	4,786,593	9,656,512
一般正味財産期末残高	13,243,105	3,087,593	10,155,512
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	25,000,000	35,000,000	△10,000,000
指定正味財産期末残高	25,000,000	35,000,000	△10,000,000
III 正味財産期末残高	38,243,105	38,087,593	155,512

3 令和7年度決算（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

(1) 財産目録（令和8年3月31日現在）（単位 円）

区分	科 目	金 額	摘 要
資産の部	1 流動資産	18,866,386	現金・預金 18,392,656 未収金 456,160 前払費用 17,570
	2 固定資産	25,922,553	基本財産 25,000,000 その他固定資産 922,553
	計	44,788,939	
負債の部	1 流動負債	3,818,591	未払金 3,562,211 預り金 166,480 未払法人税等 81,000 未払消費税等 8,900
	計	3,818,591	
正味財産		40,970,348	

(2) 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位 円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
区分	科 目	金 額	区分	科 目	金 額
流動資産	1 現金・預金	18,392,656	流動負債	1 未払金	3,562,211
	2 未収金	456,160		2 預り金	166,480
	3 前払費用	17,570		3 未払法人税等	81,000
				4 未払消費税等	8,900
	計	18,866,386		計	3,818,591
			負債合計	3,818,591	
固定資産	1 基本財産	25,000,000	正味財産の部		
	2 その他固定資産	922,553	区分	科 目	金 額
			正味財産	1 指定正味財産 (うち基本財産への充当額)	25,000,000 (25,000,000)
				2 一般正味財産	15,970,348
				計	40,970,348
計	25,922,553	正味財産合計	40,970,348		
資産合計	44,788,939	負債・正味財産合計	44,788,939		

(3) 正味財産増減計算書 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位 円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	33,156	701	32,455
② 事業収入	21,384,480	21,430,350	△45,870
③ 補助金収入	29,316,000	23,158,000	6,158,000
④ 諸収入	359,047	345,172	13,875
経常収益計	51,092,683	44,934,223	6,158,460
(2) 経常費用			
① 事業費	34,344,877	32,453,511	1,891,366
② 管理費	17,058,562	13,294,201	3,764,361
経常費用計	51,403,439	45,747,712	5,655,727
当期経常増減額	△310,756	△813,489	502,733
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益等	10,000,000	1	9,999,999
経常外収益計	10,000,000	1	9,999,999
(2) 経常外費用			
固定資産除却損等	11,001	0	11,001
経常外費用計	11,001	0	11,001
当期経常外増減額	9,988,999	1	9,988,998
税引前一般正味財産増減額	9,678,243	△813,488	10,491,731
法人税等充当金	81,000	81,000	0
当期一般正味財産増減額	9,597,243	△894,488	10,491,731
一般正味財産期首残高	6,373,105	7,267,593	△894,488
一般正味財産期末残高	15,970,348	6,373,105	9,597,243
II 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	△10,000,000	0	△10,000,000
基本財産取崩額	△10,000,000	0	△10,000,000
当期指定正味財産増減額	△10,000,000	0	△10,000,000
指定正味財産期首残高	35,000,000	35,000,000	0
指定正味財産期末残高	25,000,000	35,000,000	△10,000,000
III 正味財産期末残高	40,970,348	41,373,105	△402,757

4 令和7年度事業報告

(1) 実施事業

ア	都市公園等管理（108箇所）	186,236 m ²
イ	婦中ふるさと創生館管理	146 m ²
ウ	婦中パークゴルフ場管理	8,721 m ²
エ	婦中ふれあい館植栽管理	
オ	婦中行政サービスセンター植栽管理	
カ	婦中安田城跡歴史の広場除草	
キ	中野新町公園外除草	

(2) 受託事業費 21,384千円

